

平成 2 5 年 第 3 回 定 例 会  
( 第 1 日 目 )

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 3 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 25 年 3 月 7 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 3 月 11 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 25 年 3 月 11 日 午後 4 時 40 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	林伸行	○
総務課長	竹俣信行	○	生涯学習課長	伊藤同	○
総務課主幹	松橋正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤美則	○
住民企画課長	鵜田憲治	○	学校給食センター主幹	成田信雄	○
住民企画課主幹	横山智	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	農業委員会事務局次長	川口昌志	○
住民企画課主幹	齋藤昭一	○	選管局長	竹俣信行	○
保健福祉課長	山田英孝	○	選管次長	松橋正樹	○
保健福祉課主幹	石川篤	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
こども園準備室長	長良英俊	○			
特養園長	徳田博一	○			
特養主幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課参事	石橋吉伸	×			
産業振興課主幹	川口昌志	○			
建設課長	江草智行	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 佐藤 久哉 2 番 白馬 康進
2			会期の決定	自 3 月 11 日 15 日間 至 3 月 25 日
3			諸般の報告	
4	意見 書案	1	T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書 について	
5			町政方針及び行政報告並びに提案理由の 説明	
6			教育行政方針の説明	
7	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見 を求めることについて	
8	〃	2	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見 を求めることについて	
9	議案	2	津別町史編さん委員会条例の制定につい て	
1 0	〃	3	津別町公共交通確保対策事業基金条例の 制定について	
1 1	〃	4	津別町暴力団排除条例の制定について	
1 2	〃	5	津別町指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
1 3	議案	6	津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	
1 4	〃	7	津別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について	
1 5	〃	8	津別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	
1 6	〃	9	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
1 7	〃	10	津別町道路構造条例の制定について	
1 8	〃	11	津別町道路移動等円滑化構造基準条例の制定について	
1 9	〃	12	津別町道路標識条例の制定について	
2 0	〃	13	津別町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について	
2 1	〃	14	津別町地域おこし協力隊設置条例の制定について	
2 2	〃	15	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
2 3	〃	16	津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	
2 4	〃	17	津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	議案	18	津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について	
26	〃	19	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
27	〃	20	乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
28	〃	21	津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
29	〃	22	津別町国民健康保険条例及び津別町有林野条例の一部を改正する条例の制定について	
30	〃	23	津別町土地改良事業分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
31	〃	24	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
32	〃	25	津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
33	〃	26	津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
34	〃	27	契約の締結について（特定公共賃貸住宅たつみ第3団地建設建築主体工事）	
35	〃	28	津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
36	〃	29	美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について	
37	〃	30	平成24年度津別町一般会計補正予算（第8号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
38	議案	31	平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
39	〃	32	平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
40	〃	33	平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について	
41	〃	34	平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	
42	〃	35	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について	
43	〃	36	平成24年度津別町上水道事業会計補正予算（第4号）について	
44	〃	37	平成25年度津別町一般会計予算について	
45	〃	38	平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
46	〃	39	平成25年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
47	〃	40	平成25年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
48	〃	41	平成25年度津別町介護サービス事業特別会計予算について	
49	〃	42	平成25年度津別町下水道事業特別会計予算について	
50	〃	43	平成25年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	

日程	区分	番号	件名	顛末
5 1	議案	44	平成 25 年度津別町上水道事業会計予算について	
5 2	報告	2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
5 3	〃	3	例月出納検査の報告について（平成 24 年度 1 月分）	



(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまより、平成 25 年第 3 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において  
1 番 佐 藤 久 哉 君                      2 番 白 馬 康 進 君  
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

3 番、村田政義君。

- 3 番（村田政義君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会としての報告をさせていただきます。

ただいま上程されました会期について議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。3 月 8 日の議会運営委員会において本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は、意見書案 1 件、諮問案 2 件、条例案 25 件、単行議案 3 件、補正予算案 7 件、新年度予算案 8 件、報告 2 件、計 48 件の内容であります。これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり第 3 回定例会の会期は、3 月 11 日から 3

月 25 日までの 15 日間と決めました。議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたように、本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 15 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 25 日までの 15 日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、お手元に配付している説明員の出席に関する報告のとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎意見書案第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、意見書案第 1 号 T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 T P P交渉参加断固阻止に関する意見書について読み上げて提案をさせていただきます。

T P Pは関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食糧自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがある。

また、T P Pは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用などさまざまな分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にも関わる極めて重大な問題である。

このため、多くの国民や道民、地方議会、自治体首長は、T P P協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきている。

よって、T P P交渉参加断固阻止に関して、下記の内容にて地方自治法第99条の規定により、意見書を内閣総理大臣はじめ各大臣あてに提出するものであります。

皆様のご理解、賛同よろしくお願ひ申し上げ提案をさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第5、町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

## 1. はじめに

本日ここに平成25年度予算の審議をいただく第3回津別町議会定例会の開会にあたり、予算案の提出とともに町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

さて、平成18年12月に初当選させていただき、今2期目の折り返し点を過ぎたところではありますが、就任後の2年ほどはさまざまな計画づくりを進め、以降その計画に基づき一つ一つ実現を図っているところです。

地域社会は、一定の周期で変化を繰り返します。道路や橋なども含む公共施設全般の老朽化が進み、再整備が必要となっています。特に衣食住の一つである住環境は、民間借家の絶対的不足と相まって脆弱な状態となっていたことから、現在、建て替え計画と長寿命化計画に基づき公営住宅の整備を積極的に進めているところです。

また、少子高齢化が進み、人口はかつての3分の1にまで減少し、集落によっては高齢化率が6割に達しようとしているところもあります。単に見守ることにとどまらず人と人との「関係」を重視し、その集落の地域力そのものを向上させていく必要があります。

課題は多く存在しています。なすべきことは、町民とともに作り上げた各計画の実現であり、新たに発生する課題に対しましてもしっかりと対応してまいり所存です。

## 2. 公約の推進

中心市街地の活性化につきましては、多目的活動センター「さんさん館」を拠点に、まちづくりセンター運営協議会をはじめ、基幹産業にかかわる団体や町おこしグループの協力を得ながら、大通りににぎわいを作り出し、地場製品のPRと販売に向けた取り組みをさらに推進してまいります。特に、この2年間において催された七夕まつり、産業まつり、クリスマスパーティー、アイスクャンドル点灯まつりやラジオ体操など年間を通じたさまざまな取り組みに物産と食をテーマに加え、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、平成24年度において完備された情報発信システム機能を十二分に発揮してい

くため、引き続き町民、団体、企業のご協力をいただきながら、「観光」、「自然」、「産業」、「見処・食べ処」、「工房及びキラッと光る人物紹介」など、本町の魅力やまちづくりの取り組みを広く発信してまいります。

廃屋対策につきましては、空き家等の整理により良好な生活環境を守り、美しい景観の創出を目的として、本年より空き家等の撤去促進のための補助制度を設け、廃屋対策に取り組むとともに、環境基本計画等の策定と合わせて、環境に配慮した地域づくりを推進してまいります。

ご当地グルメの開発につきましては、有機牛肉と津別産野菜を組み合わせた商品開発が取り組まれており、試食等を重ねて改良を加えていることから、早期の商品化を期待するとともに、農業青年等による自主的な取り組みに対しても必要な支援を行ってまいります。

認定こども園と子育て支援センターの併用施設建設につきましては、平成 27 年 4 月の開園に向け、運営母体となる「社会福祉法人夢つべつ設立準備会」と連携を図りながら、提供する保育サービスの内容など引き続き関係者との協議を進めてまいります。

観光事業の充実につきましては、上里の「町民の森自然公園」が、一昨年に道内で二番目の森林セラピー基地の認定を受けた後、昨年にはガイド組織である「NPO法人森のこだま」が結成され、森林セラピーガイドとして道内外の方々に充実した対応を図っているところです。今後とも、より充実した事業が展開できるよう必要な支援を行ってまいります。

また本町は、津別峠、チミケップ湖、3つの巨木ミズナラなどの観光資源に恵まれ、その近くにはそれぞれ特徴のあるホテルがあり、さらに、グリーン・ツーリズムも活発に行われていることから、これに花とイベントを組み合わせるなどし、町の魅力をさらに高めてまいります。

事務事業の民間委託等の推進につきましては、昨年 9 月 30 日をもって町営バスを廃止し、10 月 1 日からは相生線・上里線が混乗スクールバスの運行に、開成線は、北海道北見バス株式会社が新たに運行を開始したところです。少子高齢化と過疎化が進み、利用者は年々減少していますが、バスは通学生や高齢者の移動手段として重要な役割

を果たすものであることから、今後とも公共交通の確立、維持に努めてまいります。

特別養護老人ホームいちいの園等の民間移譲につきましては、昨年7月に「社会福祉法人恵和福祉会」と基本合意書を取り交わしたところではありますが、平成26年4月の移譲に向け、遺漏のないよう取り組みを進めてまいります。

住民満足度定点調査につきましては、平成23年度にはじめて実施したところ、事務事業に対する評価ばかりではなく、住民の多岐にわたる自由な意見が多く寄せられ、その一部を施策に取り入れるなど、住民の声を直接行政に反映させるものとして有効であると考え、本年度は2年に一度の実施年度となることから、内容をさらに検討し取り進めてまいります。

議会のインターネット中継につきましては、住民と情報を共有したまちづくりの一環として、議会側のご理解とご判断のもと、早期の実現を期待するものです。

### 3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、町政の推進を担う人材を育てることは、まちづくりの根幹を成すものであることから、「人づくり・まちづくり活動支援事業」をはじめ、各種研修や交流事業などを通じ、なお一層の人材育成に取り組んでまいります。

花のまちの推進につきましては、町や人々の暮らしに潤いを与え、快適な生活環境づくりのために有効な手段であり、花のまち推進協議会や昨年新設されましたフラワーマスター連絡協議会など関係団体と連携しながら、本年度は役場庁舎などの公共施設をはじめとして、花と木を生かした景観形成に取り組んでまいります。

指定管理者制度の活用につきましては、森の健康館及び山村体験宿泊施設は、この3年間で「ランプの宿・森つべつ」として町民に定着したところであり、引き続き3年間、指定管理者である株式会社アンビックスとともに利用者の拡大に向け努力してまいります。

ふるさと会につきましては、本町の応援団であります「東京つべつ会」は、会員の固定化や高齢化などの課題はありますが、引き続き新たな会員拡大と運営内容の検討を役員とともに進めてまいります。また、ふるさと納税につきましても、会員の方々を中心に拡大へのご協力をお願いしてまいります。

これまで定住対策の一環として行ってきた「ふるさと定住促進事業」につきましては、本年度より新築・中古住宅購入に対する助成制度を見直すとともに、新たに住宅改修を奨励金の交付対象に加えたことからPRを行うとともに、空き家情報の充実と定住に関する情報収集、相談業務を進めてまいります。また、交流居住事業として旧町長公宅の活用も引き続き実施してまいります。

交流の推進につきましては、姉妹都市である南アルプス市や友好関係にある船橋市との交流事業を、これまでどおり積極的に推進してまいります。

また、台湾彰化県二水郷との交流につきましては、昨年10月に二水郷において友好都市提携の調印を行ったところであり、今後は、中学生の交流を視野に入れながら、民間交流団体に対する支援を含め活性化につながる取り組みとなるよう努めてまいります。

町の歩みを後世に伝える町史の発刊につきましては、昭和60年の「津別町百年史」刊行後30年を経過することから、平成26年の「津別町130年」を節目として整備を進めてまいります。

#### 4. 行政改革

平成22年4月に策定の「津別町新行政改革大綱推進計画」は、本年度前期5年計画の4年目を迎えますが、引き続き事務事業の民間委託の推進など、55項目の「行動計画」の検証を行い、行政改革を積極的に進めてまいります。

また、分権・地域主権改革の進展に伴い、行政需要はさらに複雑かつ多様化しており、これまで以上に質の高い行政運営が求められることから、引き続き計画的な職員研修を行い、組織の充実強化を図ってまいります。

権限移譲につきましては、パスポート業務は、現在北海道が発行等の事務を行っていますが、行政効率と住民の利便性を考慮して、町が権限移譲を受け、本年7月から美幌町でパスポート発行等の手続きが行えるよう事務委託の手続きを進めてまいります。

#### 5. 機構改革の検証

昨年4月に実施した第2次機構改革の検証を進め、多様化する住民ニーズに対応できる簡素で効率的な組織を目指します。

また、ワンストップサービスの充実を図るほか、職員の能力開発などにより住民サービスの向上と将来の課題に対応する組織の構築に努めてまいります。

## 6. 住民との協働のまちづくり

住民との協働のまちづくりにつきましては、震災をきっかけに社会貢献活動の重要性と自治会やNPO法人、ボランティア団体などの住民活動団体の果たす役割の重要性が改めて認識されるなか、住民が相互に、そして住民と団体と行政が、それぞれの持つ特性をいかし、補完し合い、協力しながら協働のまちづくりに取り組めるよう進めてまいります。

また、地域の活性化や経済活動等の担い手として、都市住民を受け入れ委嘱する総務省の「地域おこし協力隊制度」の活用を、本年度より相生地区と上里地区において行ってまいります。

## 7. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、「第9次津別町交通安全計画」において交通事故のない社会を目指すこととして、昨年12月14日に事故死ゼロ1,000日を達成したところですが、新たに1,500日（達成日平成26年4月28日）を目標とし、交通安全協会をはじめ各関係機関や地域・職域等を通して交通安全運動を展開してまいります。

防犯につきましては、地域住民や関係機関と連携し、地域社会における連帯意識や安全活動の高揚を図り、犯罪の未然防止に努め、安全で安心できる地域社会づくりを推進してまいります。

災害対策につきましては、地域防災計画の見直しに基づき、耐震化された小・中学校など6か所を新たに拠点避難所に指定するとともに、備蓄品についても見直しを図りながら計画的に整備を進めてまいります。

火山噴火対策につきましては、雌阿寒岳火山防災会議協議会など周辺市町村や関係機関と連携しながら対応に努めてまいります。



防災の基本は、「自らの身の安全は自らが守る」ことであり、町民の皆さんと協力しながら、「減災」を基本とし、災害による被害をできる限り抑えるための体制づくりを進めてまいります。

## 8. 福祉のまちづくり

町民が、住み慣れた地域で生き生きと安心して自立した生活を送ることができるよう、公的な福祉サービスの充実はもとより、地域社会を基盤とした地域福祉を推進することが極めて重要であることから、自治会をはじめ、民生委員、ボランティア、社会福祉協議会などと連携しながら各分野にわたる福祉施策を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、高い高齢化率と高齢者のみの世帯が年々増加している現状を踏まえ、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実や認知症対策をはじめ、介護、予防、医療、住まい及び生活支援のサービスを適切に提供できるよう努めてまいります。

また、町民とともに地域課題を検討する場や気軽に集まり交流できる地域サロンの開設に向け、関係者と協議を行いながら取り組みを進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、新たに策定した「第3期障がい福祉計画」に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者自立支援協議会等と連携し、相談体制や地域支援事業の充実に取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、国の施策動向を見据えながら、「次世代育成支援対策推進行動計画」に基づき、安心して子育てができる環境づくりを進め、本年度は新たに一時保育事業の実施と乳幼児医療費の初診時一部負担金の助成拡大など、子育て支援サービスの充実に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、今後10年間のサービスを考える「健康づくり計画」を本年度において策定するとともに、すべての町民が安心して健やかな生活を送れるよう、がん検診をはじめとする各種保健事業の提供と健康教室や相談事業を通して、町民の健康保持と増進を図ってまいります。

医療につきましては、地域医療の安定的な確保のため、長く公的医療機関の役割を担っていただいている津別病院への支援を継続するとともに、本年度は第3次医療圏

の充実のため、北見赤十字病院の改築工事に対する助成を行ってまいります。

国民健康保険につきましては、安定した財政運営を図るため、特定健診や特定保健指導の実施により医療給付費の縮減を図り、保険税の収納率向上、医療費適正化事業に取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、引き続き北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険制度につきましては、「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の2年目として、予想以上に増加している要介護認定者に対し、居宅介護サービス量の確保に努めるとともに、安定した制度運営を図ってまいります。また、平成26年4月に事業開始となる小規模多機能型居宅介護事業所の建設が本年度に行われることから、飽和状態になりつつある居宅介護サービス量の緩和につながるものと期待するところです。

介護サービス事業につきましては、特別養護老人ホーム、短期入所、通所介護、居宅介護支援の各事業において、保健・医療・福祉の関係機関と連携を図り、利用者と家族が安心する満足度の高いサービスの提供を目指すとともに、円滑に民間移譲ができるよう努めてまいります。

## 9. 環境に配慮したまちづくり

第5次津別町総合計画の基本構想にある、まちづくりのテーマの実践に、平成24年度から開始した環境基本計画の策定があり、本年度中の策定を目指し、環境や景観とまちづくりも含めた総合型の計画づくりに取り組んでまいります。

一般廃棄物対策につきましては、「津別町一般廃棄物処理計画」に基づき、ごみの減量化と分別回収を促進し、リサイクル率の向上による一般廃棄物最終処分場への投入量の減量化と施設の延命化を進めてまいります。

また、引き続き、大空町との広域ごみ処理の適切な連携を図るとともに、さらに資源循環型社会へ向けた意識の高揚を図り、リサイクルとできるだけごみを出さない運動を津別町環境衛生推進協議会等とともに進めてまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、「津別町地球温暖化対策実行計画」により、津

別町役場及びその関連施設から発生する温室ガス排出量を抑制する取り組みを進めているところですが、一定の成果を上げているところから、今後においても引き続き排出量の抑制に努めてまいります。

共同墓地の整備につきましては、これまでの本岐共同墓地、相生共同墓地に引き続き、本年度は津別町共同墓地の整備を行ってまいります。

## 10. 産業の振興

農業につきましては、北海道の農業・農村に対し大きな影響を及ぼすことが懸念される「T P P協定」が、依然、予断を許さない状況にあることから、引き続き国の動向を注視しながら関係機関・団体と密接に連携し、交渉参加に強く反対してまいります。

また、引き続き持続可能な農業の実現と農業を支える人材の確保を図ることとし、国営農地再編整備事業、鹿害対策、小規模土地改良事業、循環型農業の推進、グリーン・ツーリズムなどの事業を積極的に進めてまいります。

特に、国営農地再編整備事業につきましては、農業農村整備事業予算の拡充が図られたことから、早期の事業実施に向け関係機関への要請を行ってまいります。

鹿害対策につきましては、侵入防止柵の設置を継続して実施することとし、排水不良対策としての小規模土地改良事業につきましては、J Aつべつと連携し予算を増額してまいります。

また、地域での農産加工やグリーン・ツーリズムといった農業の6次産業化に対しても、ライフスタイルの変化を背景に、食へのこだわりとともに、農村風景や文化に高い関心を寄せる方が増えるなど、農業・農村に対するニーズが多様化していることから積極的に取り組んでまいります。

林業につきましては、長引く景気低迷の影響により、間伐材などの需要が依然厳しい状況にある中、カラマツやトドマツの人工林が伐採期を迎え、道産材の供給率が上昇するなど木材需給構造の変化により大きな転換期を迎えようとしています。その中で、国の「森林・林業再生プラン」に伴う森林経営計画をはじめとする諸施策が実施に移され、その効果が期待されるところです。

町有林につきましては、森林のマスタープランとしての位置づけである「津別町森林整備計画」に沿って、保育や間伐など必要な施業を計画的に進めてまいります。

また、再生可能エネルギー固定買取制度が導入され、間伐材等のエネルギー利用の新たな展望が期待される中、「津別町森林バイオマス利用推進協議会」において、資源の効率的活用と地域への熱電供給構想がまとめられようとしていることから、これらを踏まえながら木質資源の活用に向けた検討を進めてまいります。

さらに、森林の二酸化炭素吸収量をクレジット化する森林 J-VER の取り組みや木質ペレット製造事業を引き続き推進するとともに、SGEC の森林管理認証を昨年 12 月にオホーツク東部地域の道有林とともに取得したことから、適切な森林保護と施業管理を継続し、認証材としてのブランド化による需要拡大が図られるよう関係機関と連携を図ってまいります。

商工観光につきましては、経済の先行きが不透明な中、商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、住宅建設をはじめとする公共事業の推進やさんさん館での各種イベントの開催により、地域経済に一定の効果をもたらしています。引き続き、市街地活性化を積極的に推進するとともに、中小企業の経営安定を図るため、融資や利子補給など商工業への支援を継続してまいります。

また、高齢化の進行により買い物や通院など生活にかかわる課題の対応については、関係機関と連携しながら対策を検討してまいります。

地域の活性化に有効な観光事業の充実につきましては、観光協会をはじめ、関係各団体と連携し、誘客活動やイベント等への支援、ゆるキャラの製作を行うとともに、地場産品を活用したエコとオーガニックを柱とした製品の開発を促し、大都市圏との交流を通じた販路拡大を図ってまいります。

## 11. 社会資本の整備

町道の整備につきましては、平成 21 年度に策定しました「市街地町道整備計画」に基づき、本年度は町道 250 号線、町道 74 号線の改良舗装を行うとともに、町道 100 号線及び町道 104 号線の舗装補修工事、町道 8 号線ほか 1 路線の歩道補修工事を行ってまいります。

また、橋梁の整備につきましては、平成 24 年度に策定しました「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、改修を進めていくこととし、本年度は町道 204 号線 1 号橋の改修設計を行ってまいります。

道道北見津別線の開成峠登坂車線の造成と道道津別陸別線の道路改良工事につきましては、現在工事が進められており、早期完成に向け要望してまいります。国道 240 号柏町周辺の曲線緩和につきましては、昨年、開発建設部により現地調査が行われていることから、大通りの歩道整備とともに早期整備に向け要望してまいります。

道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、現在、漁業者との関係から工事が進められない状況にありますが、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

町営住宅の整備につきましては、「歩いて暮らせる町づくり」を目指し、建て替え事業を進め、これまでまちなか団地として 38 戸を取得したところです。平成 25 年度からは 2 か年で新たに旭町団地として 20 戸を取得する予定であり、本年度は旭町団地 1 期分として町営住宅 6 戸、特定公共賃貸住宅 4 戸の買取り事業を進めてまいります。

また、住宅の延命化を図るため順次改修を進めております豊永団地の屋根・壁の改修工事は、本年度も引き続き実施してまいります。

水道事業につきましては、昨年、中央監視装置機器更新工事が完了し、本年度は共和第 1 幹線排水流量計更新工事、津別地区量水器更新工事などを行うこととし、今後とも安全で良質な水道水の安定的な供給と適切な維持管理に努めてまいります。

また、昨年実施しました水道未給水地区の聞き取り調査に基づき、家庭飲用水の水質検査を実施するとともに、浄水器購入と井戸等掘削工事に対する助成を行ってまいります。

下水道事業につきましては、平成 24 年度に策定した下水道全体計画及び認可計画、マンホールポンプ所長寿命化計画に基づき、7 号汚水幹線の測量設計とマンホールポンプ所改修実施設計を行うほか、下水道管理センターの電気計装設備長寿命化計画を策定し、施設の更新と適性管理、事業の経営維持及び向上に努めてまいります。

## 12. 財政運営と各会計の予算規模

国の平成 25 年度予算編成は、12 月の政権再交代による新政府の予算編成基本方針の中で、「強い経済は、国力の源泉である。強い経済の再生なくして、財政の再建も、日本の将来もない」という強い考えのもと、政策の基本哲学をこれまでの「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと転換させ、予算はプライマリーバランスの改善に配慮しながらも、日本経済再生の下支えとなるべく切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図るとして、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとした、いわゆる「15 ヶ月予算」として編成されました。

具体的には、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の 3 分野に重点化し、景気浮揚に向けて公共事業や中小企業振興費など増額する一方、地方交付税や生活保護費を削減するなど歳出を圧縮して、前年度実質規模との比較では 0.3%減の 92 兆 6,000 億円と 7 年ぶりの減額予算となったところです。

歳入につきましては、税収を 4 年ぶりに国債発行額を上回る 1.8%増の 43 兆 1,000 億円を見込みつつも、新規国債発行額は 42 兆 8,500 億円となり、新規国債発行額 44 兆円以下、政策経費 71 兆円以下という財政規律目標は守ったものの、依然として借金依存から抜け出せない状況にあり、国の厳しい財政運営は、今後も続くものと思われま

す。また、地方財政概要におきましては、通常収支分として「15 ヶ月予算」の考え方に即し、地方が安定的に財政運営が行われるよう、補正予算に伴う地方負担について適切な措置を講じながら、地方交付税等の一般財源総額は、前年度と同水準の 59 兆 8,000 億円となったところです。しかし、歳入の中核である地方交付税については、地方公務員給与費の臨時特例と防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応に係る財政措置により、前年度比 4,000 億円減の 17 兆 1,000 億円とされたところであり、地方交付税は今後とも厳しい状況が続いていくものと思われま

す。こうした中、本町の平成 25 年度の予算編成に当たっては、国の予算編成作業が遅れたこともあり、限られた情報を注視しながら第 5 次津別町総合計画の着実な実行を目指し、職員全員が予算編成の主体となり「予算は政策の具体化」「行政の設計書」であることを念頭に、自主財源の少ない本町の財政状況を正しく理解し、最大限の危機感

を持って編成作業を行ってきたところです。

中でも、地方交付税の算定につきましては、例年、予算割れにならないよう計上率を設定して編成してきましたが、本年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした、地方公務員給与費の削減に伴う減額及び人件費や職員数の削減実績に応じて配分される地域活性化事業に対する財源措置など、これまでと異なる内容が見込まれることから、普通交付税については、基礎的財政収支対象経費を十分精査して再算定を行い、さらにこれまでの実績を勘案しながら前年度比0.9%増の26億円としました。特別交付税につきましては、前年度同額の1億円とし、臨時財政対策債は算定方法の見直しも含め前年比5.6%減の1億7千万円として予算計上したところです。

本年度の一般会計予算の総額は51億8,400万円で、前年度比11.5%増となりましたが、これには町営バスの廃止に伴う基金の組み換え分として4億3,600万円が含まれていることから、実質的には前年度比2.1%の増であり、これは人件費と公債費が減額となったものの、認定こども園の運営・建設準備に伴う費用や旭町団地をはじめとする住宅整備事業などの増によるものです。

また、特別会計等の増減の主な要因につきましては、国民健康保険事業特別会計は一般被保険者保険給付費の増、後期高齢者医療事業特別会計は広域連合納付金の減、介護保険事業特別会計は居宅介護サービス等給付費の増、介護サービス事業特別会計は施設管理経費の増、下水道事業特別会計は下水道整備費の増、簡易水道事業特別会計は公債費償還金の減、上水道事業会計につきましては建設改良費の減によるものです。

これにより全8会計の総額は、75億9,730万円となり、前年度比7.8%の増となりました。

今後、地方自治体の財政を取り巻く状況は厳しさを増すものと思われませんが、職員一人一人が新たな財源の創出・確保に最大限努力し、時代の変化や町民ニーズを的確に捉え、町民の目線で福祉の増進やサービスの向上につながる事業の必要性や効果を検証し、効果的な予算の執行と財政運営に組織一丸となって取り組んでまいる所存であります。

以上により編成した平成 25 年度各会計予算は、一般会計 51 億 8,400 万円（前年度比 11.5%増）、国民健康保険事業特別会計 9 億 2,910 万円（前年度比 2.3%増）、後期高齢者医療事業特別会計 8,680 万円（前年度比 0.3%減）、介護保険事業特別会計 4 億 6,760 万円（前年度比 2.2%増）、介護サービス事業特別会計 3 億 530 万円（前年度比 8.8%増）、下水道事業特別会計 4 億 2,040 万円（前年度比 7.9%増）、簡易水道事業特別会計 4,260 万円（前年度比 1.6%減）、上水道事業会計 1 億 6,150 万円（前年度比 31.3%減）合計 75 億 9,730 万円（前年度比 7.8%増）となりました。

### 13. 結 び

平成 22 年度から始まりました第 5 次津別町総合計画は、本年度 4 年目を迎えますが、平成 16 年に合併協議を行っていたころとは異なり、地方自治体を巡る財政環境はその後徐々に好転していきました。しかし、先にも述べましたとおり国の負債状況が改善されない限り、今後、地方の財政運営は厳しさを増すものと覚悟しておかなければならないと考えます。

とはいえ、町民がこの町で暮らしやすさを感じるための投資は必要です。かつて静岡県掛川市長であった榛村純一氏が全国初の生涯学習都市宣言を行い、その町が好きだから住み続ける選択的定住民と、どこにも行きようがなくその町に住まざるを得ない宿命的定住民がいると表現されました。我が町には選択的定住民があふれかえるよう、町民各位、議員各位のご理解とご協力をいただきながら、まちづくりを進めてまいり所存であります。

以上、平成 25 年度の町政方針といたします。

それでは、引き続きまして、行政報告並びに提案理由をご説明させていただきます。

本日ここに第 3 回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、1 月臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております 45 件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る 2 月 19 日、津別町産業開発功労者、西村榮助様をご逝去されました。故人は、農業共済組合組合長や農業委員を長く務め



るな

ど、津別町農業の発展と農業行政に多大な貢献をいただきました。

また、3月3日には、津別町自治功労者、柏葉博之様がご逝去されました。故人は、津別町役場に入庁以来、本町の行政推進の先頭に立ち、多大な貢献をいただいたところでもあります。

お二人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、第2回つべつアイスクャンドル点灯まつりについてであります。2月2日、多目的活動センター一帯を会場に、アイスクャンドル点灯まつりが、多くの来場者を得て盛会に開催されました。会場には、実行委員と4団体の若手有志の方々により、滑り台とアイスクャンドル用のステージが設置され、そこに町民の皆様のご協力により作られたアイスクャンドルが輝き、コンサートなどが催されました。また、地元食材を中心とする温かい飲食物も提供されるなど、大通りににぎわいをつくり出す冬の

イベントとして欠かせない催しとなってきたところです。運営に当たられました実行委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に感謝を申し上げます次第であります。

次に、第36回冬季町民スポーツ・スキー大会についてであります。2月3日、町民スキー場において小学生など27名が参加する中、開催されました。今年もスキー講習会のため来町していた元オリンピック選手川端絵美さんが前走者として参加されたほか、選手や応援の父母に混じりゲームも楽しむなど、参加者にとって心に残る大会となったものと思います。大会運営にご協力いただきましたスキー連盟並びにスキー少年団指導者、スポーツ推進委員など多くの方々に感謝を申し上げます次第です。

次に、活汲中学校の統合についてであります。去る2月6日、保護者説明会を開催し、平成26年4月から津別中学校に統合することについてご理解をいただくとともに、2月28日に関係地域5自治会に対する説明会においてもご理解をいただいたところでもあります。今後は、この説明会で出されました要望などの確認事項について、近く覚書を交わすこととしており、統合に向けた諸準備を進めてまいります。

次に、地域づくりフォーラムについてであります。2月19日、中央公民館において、「年をとっても安心なまち、津別に」をテーマに、関係者及び町民120名が参加し開催されました。はじめに、先に実施した高齢者実態訪問調査と意見交換会の報告を本町保健師が行い、事業もモデル地区となった相生地区からは住民のインタビュービデオ、柏町地区からは福井民生委員が地域の実情について報告しました。パネルディスカッションでは、北星学園大学杉岡教授を座長に、3名のパネラーから先進事例の報告が行われ、名寄市社会福祉協議会の小笠原氏は、小地域でのサロン活動について、南富良野町職員の東氏は、社協が運営する生活サポートセンターを中心とした権利擁護事業について、名寄市立大学忍准教授からは、意見交換会で出されたニーズをもとに地域が必要とするサービスについて提言され、座長の杉岡教授からは、地域通貨や有償ボランティアの具体例などの提案が行われたところです。今後もこのフォーラムを参考に関係機関と連携し、住み慣れた地域で暮らし続けていくための地域づくりの取り組みを進めてまいります。

次に、JOCジュニアオリンピックカップ2013都道府県対抗トランポリン競技選手権大会についてであります。2月21日、静岡県掛川市で開催され、津別トランポリン協会から津別小学校3年生の乃村朋紀花さんと6年生の石井葵良さんの2名が出場しましたが、惜しくも入賞には届きませんでした。しかし、オリンピック出場選手も参加するハイレベルの大会出場は、今後に大きな期待を残すものであり、選手の指導にあたられた関係者の努力に敬意を表しますとともに、今後の活躍を期待するものです。

次に、市民後見人養成講座の開催についてであります。認知症高齢者や障がい者で判断能力が低下した方の後見人について、平成23年の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成が市町村の努力義務として規定されました。これを受け、北海道は市町村と共催で市民後見人養成研修を行うこととなり、オホーツク総合振興局管内では、美幌町・津別町・大空町の3町が共同で実施することになりました。本町で養成講座参加者を町民から募集したところ10名の応募があり、現在、2月26日から3月13日の間に5日間の日程で専門講師による講義を受講しているところです。今後、研修を終えた受講者をサポートする成年後見センターの設置など3町で協議を継続し、住民

の権利擁護の体制づくりを進めてまいります。

次に、3月2日からの暴風雪についてであります。道東地方を中心に死者が出るなど甚大な被害をもたらしました。これまで経験したことのない地吹雪により、雪に慣れているはずの北海道民でさえ、このようなことが起こりえることを痛感させられました。幸い津別町においては、若干のビニールハウスの倒壊以外、被害報告を受けていませんが、今回の件を教訓として今後にかしてまいります。また、台湾でもこのことがニュースになり、二水郷許文耀郷長から被害状況を案じる連絡があり、津別町においては、ほとんど被害がなかったことを報告したところです。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。3月1日現在、一般土木工事関係については32件、2億4,402万円。一般建設工事関係については44件、2億5,681万5,000円。上下水道工事関係については9件、9,547万7,000円。設計等委託業務関係については24件、7,101万2,000円。平成24年度、総額6億6,732万4,000円で、すべて発注を終了しております。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて」は、現職の人権擁護委員である修田建恵氏の任期が本年6月30日で満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて」は、現在津別町に2名が委嘱されている人権擁護委員について、新たに人権擁護委員を追加するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第2号「津別町史編さん委員会条例の制定について」は、津別町百年史の編さん後30年が経過することから、この間の町史編さんを円滑に進めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第3号「津別町公共交通確保対策事業基金条例の制定について」は、平成24年9月30日をもって町営バスを廃止し、10月1日から混乗スクールバスの運行を開始したことに伴い、国鉄相生線の代替交通機関への財源としていた代替輸送確保対策事業

基金に代わり、新たに公共交通の維持、確保対策等を目的とした基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 4 号「津別町暴力団排除条例の制定について」は、暴力団の排除についての基本理念と町、住民、事業者の責務を明らかにし、暴力団を津別町から排除することを目的に定めようとするものであります。

議案第 5 号「津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 6 号「津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 7 号「津別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について」は、地域主権改革一括法及び介護保険法の一部改正により、これまで厚生労働省令で定めていた指定地域密着型サービス事業の人員等の基準を条例で規定することとなったことから、それぞれ条例を制定しようとするものであります。

議案第 8 号「津別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」は、平成 24 年に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、緊急事態における適切な住民への情報提供や感染拡大防止策などを実施する対策本部を設置する条例を制定しようとするものであります。

議案第 9 号「障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、障害者自立支援法の一部改正により、法律名が変更になったことなどから、津別町税条例及び津別町介護サービス事業条例並びに津別町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 10 号「津別町道路構造条例の制定について」、議案第 11 号「津別町道路移動等円滑化構造基準条例の制定について」、議案第 12 号「津別町道路標識条例の制定について」は、地域主権改革一括法により、道路法及び高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、町道の構造の一般的基準及び高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造基準、道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識の寸法及び文字の大きさを定めることとされたことから、それぞれ条例を制定しようとするものであります。

す。

議案第 13 号「津別町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について」は、地域主権改革一括法により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、公営住宅等の整備基準を定めることとされたことから、条例を制定しようとするものであります。

議案第 14 号「津別町地域おこし協力隊設置条例の制定について」は、地域の活力維持及び活性化に資する人材を確保するため、総務省が進めている「地域おこし協力隊」の制度を活用しようとするものであり、非常勤特別職としての任用を図りたいことから、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例での規定が必要となりましたので、設置条例を定めようとするものであります。

議案第 15 号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、議案第 14 号で設置することとなる地域おこし協力隊の隊員に対する報酬の額について、特別職報酬等審議会の協議を経て、追加しようとするものであります。

議案第 16 号「津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、町有車両について、建設課で一括して運行及び管理するため、分掌事務の変更を行おうとするものであります。

議案第 17 号「津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、教育長の退任時の給与について、津別町職員の給与に関する条例を準用し、町長及び副町長と同様に職員と同じ取り扱いとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 18 号「津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について」は、共和地区集会施設における陶芸施設の団体使用料について、使用電気料金を基本に算定していますが、使用電氣量が減少していることから見直し、減額の改正をしようとするものであります。

議案第 19 号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地域主権改革一括法により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の改正が行われたことに伴い、国などに対する寄附等の制限がなくなったことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 20 号「乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、子育て家庭の負担軽減を目的に、新たに初診時一部負担金の助成拡大を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 21 号「津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について」は、へき地保育所で新たに実施する一時保育事業について関係条文を追加するとともに、附則で規定している入所の範囲の特例が道条例の規定となったことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 22 号「津別町国民健康保険条例及び津別町有林野条例の一部を改正する条例の制定について」は、条例中に引用している津別町財務規則の全文改正・公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 23 号「津別町土地改良事業分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地域主権改革一括法により、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、引用する条項を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 24 号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地域主権改革一括法により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 25 号「津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、地域主権改革一括法により、下水道法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 26 号「津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正に伴い、道路の占用許可対象物件として太陽光発電設備等が追加になったことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 27 号「契約の締結について」は、特定公共賃貸住宅つつみ第 3 団地建設建築主体工事の請負契約として、3 月 1 日執行の入札結果に基づき、落札者、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社 代表取締役 蓮井和一と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号「津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」は、平成22年第7回定例会において議決をいただきました本計画について、平成25年度以降において新たに3事業を追加することとしたく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号「美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について」は、障害者自立支援法の一部改正により、法律名が変更になったことから、規約の一部を変更しようとするものであります。

議案第30号「平成24年度津別町一般会計補正予算（第8号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億116万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億5,457万円とするものであります。今回の補正につきましては、国の平成24年度補正予算による雪寒建設機械導入事業、小学校施設整備事業の補正のほか備荒資金組合納付金、道路除排雪経費の補正、さらに、これまでに確定している経常経費・投資的経費等の精査を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、主な補正の内容につきまして歳出・歳入の順で申し上げます。歳出では、総務費で、備荒資金超過納付金として6,500万円の追加、庁舎等維持管理経費を1,276万8,000円の減額、ふるさと定住促進事業を360万円の減額、公共交通対策経費を210万5,000円の減額。

民生費で、障害者自立支援事業経費として666万4,000円の追加、介護サービス事業特別会計繰出金として436万7,000円の追加、老人福祉扶助費等を150万円の減額。

衛生費で、下水道事業特別会計繰出金を357万4,000円の減額。

農林業費で、鳥獣被害防止総合対策事業を730万円の減額、町有林整備事業を113万9,000円の減額。

土木費で、雪寒建設機械導入事業として2,618万9,000円の追加、道路除排雪経費として461万4,000円の追加、道路橋梁維持管理経費を115万円の減額、まちなか団地建設整備事業を157万5,000円の減額。

消防費で、事務組合負担金を218万5,000円の減額。

教育費で、就園奨励費を105万4,000円の減額、教育委員会事務局経費を117万2,000円の減額、小学校施設整備事業として5,000万6,000円の追加、中学校施設整備事業を135万8,000円の減額。

公債費で、長期債償還利子を661万円の減額。

歳入では、国庫支出金で5,912万円の追加、道支出金で146万3,000円の減額、財産収入で1,601万1,000円の追加、繰入金で2,150万円の減額、町債で4,930万円の追加をするものであります。

このほか、繰越明許費の設定2件、債務負担行為補正として変更1件、地方債補正として追加5件を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第31号「平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億3,231万5,000円とするものであります。

歳出では、主に特定健康診査等事業精査による減であり、歳入では、療養給付費等の追加と国保基金の減等により、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第32号「平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,166万円とするものであります。

歳出では、事業精査による保険給付費の調整と地域支援事業費の減及び前年度追加交付金の基金への積み立てであり、歳入では、事業精査に伴う介護予防事業手数料の減と国庫支出金の減を主なものとして補正予算の編成を行ったものであります。

議案第33号「平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,612万9,000円とするものであります。

歳出では、経常経費の精査及びデイサービスの利用定員増に伴う経費の追加を主なものとし、歳入では、サービス収入の減及び繰入金の追加により、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第34号「平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,097万5,000円を減額し、歳入歳出



予算の総額を3億8,037万7,000円とするものであります。

歳出では、事業費と経常経費の精査により、特環下水道費、個別排水費、集落排水費の減額を行い、歳入では、分担金及負担金、使用料及手数料、国庫支出金、繰入金、町債をそれぞれ減額するものであります。このほか、地方債について変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第35号「平成24年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,352万3,000円とするものであります。

歳出では、事業精査等により総務管理費を減額し、歳入では一般会計繰入金の減額により、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第36号「平成24年度津別町上水道事業会計補正予算（第4号）について」は、収益的収入及び支出において、収入では、水道事業収益を追加して収入総額を1億3,299万5,000円とし、支出においては、事業精査により、水道事業費用の営業費用の減額と営業外費用を追加し、支出総額を1億3,093万9,000円とするものであります。

資本的収入及び支出においては、収入においては、企業債及び工事負担金を減額して収入総額を5,195万3,000円とし、支出においては事業精査により建設改良費を減額し、支出総額を1億2,490万9,000円として、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第37号「平成25年度津別町一般会計予算について」、議案第38号「平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第39号「平成25年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、議案第40号「平成25年度津別町介護保険事業特別会計予算について」、議案第41号「平成25年度津別町介護サービス事業特別会計予算について」、議案第42号「平成25年度津別町下水道事業特別会計予算について」、議案第43号「平成25年度津別町簡易水道事業特別会計予算について」、議案第44号「平成25年度津別町上水道事業会計予算について」の8件につきましては、先の平成25年度町政方針においてご説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたしたく存じます。

以上、提案議件について申し上げますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜

りますようお願い申し上げます、行政報告並びに提案理由の説明に代える次第であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 34 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

### ◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、教育行政方針の説明を行います。

教育長から、教育行政方針の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（林 伸行君） [登壇] 教育行政の方針について述べさせていただきます。

#### 1. はじめに

平成 25 年第 3 回津別町議会定例会の開催にあたり、平成 25 年度教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

なお、教育行政の執行方針は、教育行政の果たすべき役割の明確化や独立性等の観点から、平成 25 年度から別建てでお示しすることといたしましたことを、冒頭申し上げます。

さて、平成 25 年度の教育行政は、国においては学制見直しや教育委員会制度の抜本改革、道徳の教科化など、大きな改革のうねりの中で動いていくことが予想されますが、教育委員会といたしましては、これまでどおり教育の普遍的な使命をしっかりと果たせるよう努力いたしますとともに、教育を取り巻く情勢の変化や改革の動きにも注視し、不易を確かめながら流行を実現してまいります。

さらに教育活動は、信頼関係の構築が基本であると考えており、学校教育における

児童・生徒、教師、家庭、地域、教育委員会、また、社会教育における幼児から高齢者、指導者、学校、地域、団体、教育委員会など、関係者間の「信頼」と「連携」をキーワードに、子どもからお年寄りまでそれぞれが主体的に授業や活動に取り組み、達成感や充実感を得ていただけるような教育行政を目指します。

## 2. 学校教育

新学習指導要領が小学校は平成 23 年度から、中学校は平成 24 年度から本格実施されています。「生きる力」を育む教育という理念のもと、一人一人が社会の変化に対応することができる確かな学力、人や自然等への優しさや想像力豊かな感性を備えた豊かな心、健やかでたくましく生きるための体力・気力の育成に努めます。

また、教育の営みは、学校、家庭、地域が連携・協力することで大きな成果が得られます。その中核となる学校が、学校だよりや評議員制度を活用するなど、開かれた学校づくりを推進するとともに、教育の基本は家庭にあり、学校の充実が家庭の愛情・しつけ・健康保持なくしてはでき得ないことから、家庭との連携をより深められる取り組みを進めます。

確かな学力の向上につきましては、先の全国学力・学習状況調査結果を踏まえて学校ごとに課題と対策に講じていますが、各学校共通するところでは、主体的に学習に取り組む姿勢が不足していることから道教委や学校現場と連携し、学習意欲を向上させる指導の工夫・改善に取り組めます。また、家庭学習の時間が少ないことも各学校共通の課題です。特に、日常面において小・中学校ともに長時間テレビやゲームに興じる子どもの割合が多いことから、家庭学習やサポート学習の充実を図るとともに生活習慣の改善に努めます。

特別支援教育の推進につきましては、特別支援教育コーディネーター及び支援員を引き続き配置するとともに、町特別支援教育連携協議会の機能充実や保護者・関係機関等との連携による発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図り、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな学習支援に取り組めます。

少人数学級につきましては、津別中学校の 1、2 年生において実施し、子どもの個性や能力に応じた指導による基礎・基本の確実な定着と、たくましく豊かな心を育て

る教育の推進に努めます。

木育授業につきましては、恵まれた自然環境や地域資源に触れることにより、人と人、人と自然の関わりを考えられる豊かな心が育まれてゆくことを願い、特色ある授業として継続実施してまいります。

新たに取り組む夢授業につきましては、文化、スポーツなど各界で活躍する方々を招いて、講演や実技指導等を通じて子どもたちに夢を持つことのすばらしさ、失敗や挫折を乗り越えて努力を続けることの大切さを伝えることなどを目的に実施します。

いじめ問題につきましては、子どもの健全な発育に重大な影響をもたらすことから、「どこの学校でも起こりうる」との認識を持ち、子どもたちの変化の注意深い観察や相談活動などを徹底し、学校、家庭、地域と連携してその根絶に向けて取り組んでまいります。

不登校につきましては、幸い本町は深刻な状況にはありませんが、引き続き学校、家庭と連携を図り、不登校を生まない環境づくりに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、できるだけ地域で生産される食材等を念頭においた献立の組み立てを行い、安全で低廉かつおいしい給食の提供を行ってまいります。なお、アレルギー食（除去食）は昨年度から行っておりますが、引き続き本年度も実施し、児童・生徒にとって安全で楽しい給食の提供となるよう努めます。

学校給食における衛生管理につきましては、衛生管理・施設管理を適正に行えるように引き続き万全を期してまいります。

食育につきましては、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着や栄養教諭による食育指導の推進を図りながら、保護者や関係機関との連携による食育の充実に努めます。

安全・安心な学校づくりににつきましては、交通安全や防犯体制の整備を図るとともに、児童・生徒自ら身を守る能力を育成するため、交通安全教室や防災訓練の体験活動、さらにはスクールガードリーダーや地域の協力を得て、安全・安心な教育環境づくりを進めます。

学校施設につきましては、津別小学校校舎の耐震化工事が25年度秋までに終える計画であり、これにより町内各学校の耐震化率は、100%となります。今後も計画的な改修・修繕を行い学校施設の適正な維持管理に努めてまいります。

学校の統合につきましては、平成26年4月から活汲中学校を津別中学校に統合することで、去る2月6日に保護者、さらに2月28日に地域の皆様のご理解をいただきました。統合に向けて生徒や保護者から出された課題等は、新年度早々から学校間の交流授業の拡大や部活動の合同練習などにより解決を図ってまいります。

北海道津別高等学校の振興につきましては、昨年度からキャンパス校として1間口の経営となっておりますが、今後、ますます生徒確保が難しくなることが予想されることから、津別高等学校振興対策協議会と連携し、新たな魅力づくりの提案など、地元高校の存続を喫緊の課題として取り組んでまいります。

### 3. 社会教育

社会教育の推進につきましては、第5次津別町社会教育中期計画を基に、生涯にわたって町民一人一人が自己を磨き、充実した生活を送ることができるように学習活動の支援と機会の設定に努めます。

また、地域は教室、地域は教材、地域は先生といわれるとおり、地域は子どもにとって貴重な学び場です。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、学校教育と社会教育の連携はもとより、地域の教育力を活用して多様な学習機会を創出するなど、地域全体で子どもたちの健全な育ちを支えていける環境づくりを目指します。

少年教育につきましては、アソビバ！つべつや高校生ボランティアサークル事業などにより、自然や文化などの体験活動、挑戦する姿勢、他者との交流など、学校や家庭では得がたい体験学習の場を提供してまいります。また、子どもたちが放課後を安心して過ごせる居場所となる放課後子ども教室や放課後児童クラブの充実や、通学合宿、学習サポート事業の拡大に取り組んでまいります。

青年教育につきましては、近年、町内の各事業所における若年層の採用や農業後継者のUターンが増えてきているものの、青年層の交流が職域や団体内の活動にとどまっていることから、講演やイベント等の企画により、若者が交流する場を設けるとともに、次世代の地域リーダーづくりにもつながる自主的・主体的に活動できる新たな組織の結成、支援に取り組みます。

高齢者教育につきましては、豊富な経験や技能、意欲を備えた高齢者の方々がその

経験を地域社会で発揮し、主体的な学習や社会活動が行えるよう寿大学の充実とともに、学習欲求と学習課題を踏まえた生きがいの持てる活動を進めます。

図書活動につきましては、中央公民館図書室のより一層の利用促進を図るとともに、各学校と連携した図書活動の実践や北見地域図書館ネットワークシステムを活用するなどにより、地域により親しまれる図書活動を目指してまいります。また、ボランティアグループの協力をいただいて、ブックスタート事業、読み聞かせ、読書感想文コンクール、図書室祭りなどを通じて子どもたちによい本と出会い、本に親しみ、本の楽しさを知ってもらう活動に力を注いでまいります。

文化活動につきましては、引き続き優れた芸術や文化に触れ体験できる機会の提供に努めるとともに、文化協会や傘下会員活動をはじめ、町民芸術劇場、郷土芸能山鳴太鼓保存会などの活動を後押しできる環境づくりに取り組みます。

文化財の保護につきましては、埋蔵文化財として町内にチャシ跡ほか遺物包蔵地 60か所が道教委によって登録されており、これらの保護のため、関係法に基づき昨年から国営農地再編事業に伴う町内遺跡発掘調査事業を実施していますが、本年も継続実施します。

町民の善意により収集された貴重な郷土資料につきましては、旧本岐中学校体育館跡に展示し公開しています。資料は、町の歴史や文化を伝える貴重なものであり、今後も保全に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、スポーツ活動の充実や機会の提供に努めるとともに、各種スポーツ団体・個人の協力を得て、指導者の養成やスポーツ活動の普及振興を図ってまいります。

だれもがいつでも、どこでも、スポーツやレクリエーション等を楽しむことを目的として組織化を予定している「総合型スポーツクラブ」につきましては、本年度、設立準備年として事業を進めてまいります。

健康づくり、体力づくりにつきましては、町民の方々の健康や体力づくりへの関心と意欲が年々高まっていることから、本町にゆかりのある大学の支援や関係行政機関との連携、スポーツ推進委員等の協力を得て、少年期の少年少女スポーツ教室・少年少女体力測定、親子スポーツ教室、成人の体力づくり教室・水中運動教室、高齢者を

対象としたシルバースポーツ教室・転倒予防教室などの学習機会の提供に努め、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

スポーツ合宿につきましては、毎年、企業・大学・高校など多くの方々の来町により、スポーツの振興や経済効果、町の知名度の高まりなどが期待できることのほか、合宿来町チーム主催によるスポーツ教室は、参加者の技術の向上や交流の場ともなっていることから、今後とも関係団体と連携し、協力を得ながらスポーツ合宿の誘致と定着化を図ってまいります。

社会教育施設につきましては、各種事業の推進基盤となる中央公民館、生活改善センター、児童館などの大規模な改修は終了していますが、引き続き適正な管理により施設の延命化を図ってまいります。

多目的運動公園パークゴルフ場及びサッカー・ラグビー場につきましては、芝の管理を昨年度同様、芝管理専門業者の技術指導を受けながら、良質な芝を維持できるよう整備してまいります。

#### 4. 結び

以上、基本的な考え方と施策の大綱について申し上げましたが、第5次津別町総合計画の実行計画であります「町民が主役・町に多彩な人を創り出す」を目指し、本町の教育のさらなる充実に向け努力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成25年度の教育行政の執行に関する主要な方針といたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、教育行政方針の説明を終わります。

#### ◎諮問第1号・諮問第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてから、日程第8、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてから、日程第8、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを一括議題とすることに決定しました。

諮問第1号から順次説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて提案理由でもご説明申し上げたところでございますけれども、私のほうからご説明を改めてさせていただきたいと思います。

人権擁護委員候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が議会の意見を聞いて推薦を行うこととなっています。人権擁護委員定数規定では、人口5,000人から1万人の自治体は定員4名となっていますが、現在本町では2名の方が委嘱されているところであります。そのうち修田建恵氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、改めて候補者を推薦するものであります。候補者として推薦いたしますのは、引き続き、津別町字本岐\*\*\*\*に居住される修田建恵氏で、昭和23年\*\*\*\*生まれの65歳であります。修田氏は、平成16年7月1日より、同委員の職にあり、人格、識見に優れ経験も豊富であるところから適任者として思慮いたしましたので議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号におきましては、法務局よりかねてより要請をされておりました人員増といえますか、3人目の人権擁護委員についてであります。津別町字共和\*\*\*\*に居住される布瀬勝明氏、昭和22年\*\*\*\*生まれの65歳の同意を得られたことから候補者として推薦するものであります。布瀬氏は平成8年から4期16年にわたり津別町教育委員を務められましたが、そのうち、平成17年10月から平成24年9月までの8年間、教育委員長として多大なご貢献を賜りました。人格、識見ともに優れており、新たな人権擁護委員として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、諮問第1号の修田氏、諮問第2号の布瀬氏ともに平成



25年7月1日から3年間の任期となります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決します。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり答申することに決定しました。

続いて、諮問第2号を採決します。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり答申することに決定しました。

以上の結果、諮問第1号から諮問第2号までの2件について、原案のとおり答申することに決定しました。

#### ◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第2号 津別町史編さん委員会条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第2号 津別町史編さん委員会条例の制定についてご説明をさせていただきたいと思っております。

お配りしております資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

この資料につきましては、これまで本町が発行しました3冊の町史の概要を記録しております。1冊目は昭和29年発行の津別町史、2冊目は、昭和46年発行の新訂 津

別町史、3冊目は昭和60年発行の津別町百年史であります。これまでの発刊につきましては、約15年の間隔で発行してまいりましたが、昭和60年の津別町百年史発行後約30年を経過するところであり、平成26年の津別町130年を節目として、平成25年度より3か年の計画で整備を進めてまいりたいと考えております。

議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。まず、条例の第1条は、設置であります。第2条は、委員会の所掌事項ということで、町史の編さん計画に関することから資料収集、保存に関する事、そして町史の刊行に関する事ということでまとめさせていただいております。

条例の第3条は、組織であります。委員会は学識経験者その他町史編さんの見識を有する者のうちから町長が委嘱した委員10人以内をもって組織させていただきたいと思っております。

第4条は、任期であります。委員の任期は、町史の編さんが終了するまでの間といたします。

第5条は、委員長及び副委員長。

第6条は、委員会の招集。

第7条は委任事項であります。

最後に附則であります。施行期日については、平成25年4月1日から施行したいと考えております。また、先ほど説明させていただきましたが、この町史の編さんに当たりましては、3年間で整備を進めてまいりたいと考えておりますし、この条例は平成28年3月31日限り、その効力を失うことということで定めさせていただきたいと思っております。

以上、説明させていただきましたので、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

### ◎議案第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 3 号 津別町公共交通確保対策事業基金条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 3 号 津別町公共交通確保対策事業基金条例の制定について説明申し上げます。

説明資料の 2 ページをご覧ください。条例制定の背景ですが、提案理由でも申し上げましたとおり津別町営バスが平成 24 年 9 月 30 日をもって廃止となり、10 月 1 日から混乗スクールバスが運行されたことから、町営バスの相生線の目的基金でありました代替輸送確保対策事業基金に変わり、新たに公共交通の維持確保対策を目的とした基金を設置するため条例を制定しようとするものであります。

代替輸送確保事業対策基金につきましては、昭和 60 年に国鉄相生線が廃止となり、

その後を受けて町営バスの相生線が運行することとなりましたが、その運行に資することを目的に転換交付金を財源として設立され、これまで町営バス相生線の収支不足分を補ってきました。相生線が9月30日をもって廃止されたことから、新たに代替輸送確保対策事業基金を財源として公共交通確保対策事業基金を設立し、今後の本町の公共交通について、その維持、確保を図っていこうとするものであります。

条例の概要ですが、この条例は公共交通の運行、維持管理等を目的に、代替輸送確保対策事業基金を財源として設立した基金の積立、管理、運用、処分、運用益金の処理等を定めているものであります。

では、議案のほうをご覧になっていただきたいと思います。第1条は、基金の設置について定めております。

第2条は、公共交通の定義を定めておりますが、混乗スクールバスと開成津別線、美津線の民間バスを想定しております。

第3条は、基金の財源と積み立てについて。

第4条は、基金の管理方法について。

第5条は、運用益金の処分について定めております。

第6条は、基金の処分についてですが、公共交通維持経費、公共交通運営経費、公共交通車両更新経費についてのみ基金を充てることのできるものとしております。

なお、公共交通運営経費、公共交通車両更新経費につきましては、民間バスを除くとしております。

第7条は、基金の属する現金の一般会計における運用について。

第8条は、基金の属する現金の繰り替えについて。

第9条は、委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。また、津別町代替輸送確保対策事業基金条例を廃止しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 第6条の関係についてお伺いをしたいと思います。第6条のこの基金の経費に充てる場合を書いておりますが、1号、2号、3号、このうち2号、3号、民間バスを除くと両方なっておりますけれども、これについてなぜ除くのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 6条に制定をしております経費につきましては、第1項につきましては、公共交通維持経費ということでございます。これにつきましては、現在開成津別線、美津線に対しまして民間バスの赤字補てんについて町のほうで補てんをしておりますが、その分を想定して維持経費というふうにしております。公共交通の運営経費でございますが、これは混乗スクールバスですが、これの運営経費を想定しておりますので民間バスは除かれるというふうにしてございます。

それから、公共交通の車両更新経費、これはまちバスの車両更新を想定しておりますので、これも民間バスについても、それは該当させないという考えで、こういう民間バスを除くという表現をしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今説明があったわけなのですが、これは今後北見バスが今津別北見線を走っておりますけれども、これはどういうふうになるかちょっとわかりませんが、これから津別町の人口が相当減ってくるというふうになった場合、この関係について、民間バスの運営が非常に困難になるということが想定された場合に、この関係についてこのまま条例どおりいくのかどうか、これは先の話ですけれども、そういうことが懸念されますので、この関係について将来ともこういうことであるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 北見バスの赤字補てん分につきましては、新しく、今までは美津線について、それぞれ北見、美幌、津別町で、その赤字補てんをしております。この9月30日以降、10月1日以降はまちバス、北見、それから津別間の開成線

につきましては、北見と津別町で赤字分については折半をします。それで負担をするということは、これまで全員協議会等でも申し上げてきましたが、この考えは、この後もずっと続くというふうに考えております。それで、将来的にどの程度赤字が増えるかということが鍵になるかと思えますけれども、現在のところ北見バスに移した関係というのは、運営の効率化、それともう一つは北見バスに対する地域間交通の補助金が当たるということもありますので、そういう点で赤字補てんがある程度道のほうからされると。あるいは国のほうからされるという点もありますので、かなり移すことによって町の負担が減るということもありましたので、その関係で北見バスに移したという経過があります。ですから、かなりの年限の中では、それほど大きな負担がなく推移するのではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） この条例の設置目的におきましては、私は何ら異論もありませんし、こういう基金を交通アクセスのために使っていくということは、これは最も私も願うことでありますので、十分このことに対してはいいことだなと思っております。しかし、基金自体も当時から見れば、かなり目減りしておりますから、この基金をやはり今後の将来のためにも交通の維持確保のための対策基金として、やはり大事に使っていかなきゃならないと思っております。それで、この7条の中に、ちょっと聞いておきたいのですが、公共の維持費だとか、運営なんかで使っていくわけなのですが、7条の中で、町長は財政上必要とあると認めたとき、予算の定めるところにより基金に属する現金を一般会計に運用することができる。これは、俗に言う、この基金から一般会計に繰り入れて、この苦しい事情のときに、財政苦しいときにこれを運用するというところで端的にとらえるのですが、そういうことがもしあるようになったら、私はむしろこの基金をやはり大事に使っていくべきだし、この基金を積み上げていくことが私は将来的に望ましいと思っておりますけど、この基金がそういうふうに運用されることなのか、端的にとらえていますけど、どういうことで運用されていくのか、例えば。その点だけちょっと理解を示してほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 今白馬議員質問されました7条の関係、それから8条の関係もそうなのですが、これは代替輸送基金の条例のときにもございました。これは基金をつくるときに、大体この条項というのは平均的に持ち込まれる条項でございまして、今までこの条項があったらそういうふうに使ったということは一度もないわけでございます。これは、例えば一般会計で何らかの形で、例えば、緊急に現金が必要な場合、だけど現金がないようなケースというのがございますけれども、そういうときに、例えば基金には現金として、預金として持っているわけですから、そういうのも一時的に使ったりとか、それから、ここで言う一般会計できちっと期間とか期限とか、それから利率を決めて一般会計で運用すると。運用として一般会計で使うと。だから銀行が使うのと同様な形です。預けると銀行が運用しますが、それと同じような形で一般会計で運用するというのも、ここに想定されているということになります。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま白馬議員からご質問のありました運用の関係、それと建設課長が説明した繰替運用の関係を含めてですけれども、一般財源で特に資金を必要とする場合、近年ですと代替輸送基金を利用したというのは、ちょっと年度が定かでないのですけど19年度か20年度、このときにパソコンの買い替え、その際にこの基金を利用させていただいてパソコンを購入しております。それが一時借り入れ、これを起こすよりも基金を一時運用したほうが利率等を考えた上で有利だと、そういった判断のもと、この基金を利用させてもらっております。19年か20年、定かでないですけれども、それ以前にも、そのように財政的な運用といったような形で、これを利用している場面があります。

これにつきましては、先ほど建設課長が言いましたようにそのような運用、それを当初から見込んでということでありませぬけれども、そういったこともあり得るといったようなことで条文の中に入れていたといったような状況でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今二人の説明で大体そういうことなんだろうなということで

わかりました。

ただ、私は一度だけこれを代替基金を19年度に振り替えして運用したといたしますけど、これこれから財政的に資金がゆとりがなくなったときに、そういうことの運用を自由にできるという形もとっておいてもいいと思いますけれど、頻繁にやることはなと思います。恐らくこんなものいちいち取り崩してみたり、振り替えしていたら大変です。ですから、私はこの基金というのは将来の交通アクセスのために基金としてはきちっとどこまでも残していくと。むしろ少しでも積み立てていかなければならないときに資金繰りで苦しいからこれを運用しますなんてことがたびたび出てくるようだったら、これはただ基金に積んであるというだけの財源であって、そんなもの自由に運用できるのだったらそんないいことはないです。それはやりやすいです、そっちのほうが、使うほうとしては。だけど、我々のほうとしては、この積立金のきちっとした維持管理をしていかなければならぬということになれば、そういう運用方法をやっていくなんてことにおいては、私はちょっと理解していませんけど、そういう形をとるということになると。ちょっと私は問題だなと思っておりますけど、その辺ちょっと期限を決めたり、それは一時あれして、また積み立てるということになるのだろうと思うのです。その方法というのはどうなのでしょう。私の理解の仕方が悪いのかどうか分かりませんが、ちょっと私の判断ではちょっとそういうことができるということに対しては都合のいい基金だなと思ってはいますけど、その辺もう一回答えてください。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） この件につきましては、代替輸送基金のみならず、ほかの基金もそのように運用等については条例上で定めております。それで、運用した場合には、当然運用しっ放しということではなくて、先ほど申し上げましたように金利ですとか期間を定めまして、利息も当然含めてその基金に戻すということでございます。その利息の計算の際に、なぜ運用するかというと、先ほど申し上げましたように銀行からの一時借入れ、これらと比較検討した上で有利であると、そういったことの財政運営上の手法としてやらせていただいているということでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、議案第4号 津別町暴力団排除条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

伊藤住企画課主幹。

○住企画課主幹(伊藤泰広君) ただいま上程になりました議案第4号 津別町暴力団排除条例の制定についての内容を説明させていただきます。

制定しようとしています新条例は、先の提案理由で説明したとおり本町から暴力団を一切排除することを目的に、基本理念や町、住民、事業者の責務を明らかにしようとするものであります。制定の背景としては暴力団員による不当な行為の防止に関する法律、通称暴対法と呼んでいますが、その改正法が平成20年に施行され、地方公共団体の責務が明文化されたことにより、すべての都道府県で排除条例を制定、施行しており、北海道では一昨年、平成23年4月に条例を施行しています。それを受けまして、道内の市町村におきましても、排除条例の制定が進んでいる状況の中で、北海道警察のほうから条例案が示されておりまして、それとあと施行している市町村を参考

に条例案を作成させていただきました。

それでは、別途配付しています説明資料の3ページをご覧ください。条例案の条ごとの説明、逐条解説となっております。すでに昨年12月に各常任委員会においてパブリックコメントの前に説明しておりますので、概略の説明とさせていただきます。なお、北海道警察と調整した結果、両常任委員会で説明させていただいた案から字句の訂正を2語、あと言葉の追加を1か所させていただいています。その後、1月7日から2月8日までパブリックコメントとして意見を募集しましたが、意見の提出はなかったということをご報告いたします。

条文をご覧ください。まず、第1条は目的として、暴力団排除に係る基本理念と町、町民、事業者の責務を明らかにし、津別町から暴力団を排除することとしています。

第2条は定義です。暴力団や暴力団員等は法律の定義を、暴対法の定義を引用し、その他町民、事業者等言葉の意味を定義するものです。

次ページ、4ページの第3条ですが、この条例の核となる基本理念となっております。暴力団の悪影響を認識した上で、「おそれない」「資金提供しない」「利用しない」を基本としています。

第4条と第5条は、第3条と対となる町の責務と町民及び事業者の責務となっております。連携しながらの排除の推進、排除への努力、情報提供等を求めています。

次ページになります。第6条は、町の職員に対する不当要求への対応規定となっております。

続きまして第7条につきましては、町の事務事業における暴力団の排除、介入への措置、罰則措置の対応の規定です。第3項の不当介入行為については、当初の原案では不当要求行為としていましたが、法律的に要求より介入のほうがふさわしいと、北海道警察本部からの指摘により言い換えたものです。なお、入札において違反した場合の罰則については、別に要綱で定めることとしていますが、暴力団が解除廃止されるまでの最低2年程度は入札に参加させたいということに規定しようとしています。

次ページ、6ページの第8条になります。暴力団に対する公共施設利用の不許可措置で、これまで条例で施設ごとの指定としていましたが、一括してすべての施設の利用ができないものとしています。

第9条は、町の支援体制で、津別町の所轄警察署である美幌警察署と連携を密にしながら町民や事業者を積極的に支援することとします。そのためこの条例の議決後、議決いただきました施行までの間に美幌警察署と連携体制の合意書を結ぶこととなっています。なお、原案では所轄警察署、所管警察署としていましたが、所轄が正しいと指摘されましたので修正したものです。

第10条は、町は広報、啓発活動を随時行う規定です。

第11条は、暴力団の排除の重要性を地域全体で青少年に教育、指導するように町が支援するという規定です。

次ページの第12条は、暴力団の威力利用の禁止規定で、威力利用を絶とうとする決意をあらわす規定となっております。

第13条は、間接も含め暴力団への金品等の供与を禁止する規定です。

第14条は、1行目で町内の公共の場所においてと規定してありますが、原案には町内という文言がなく追加させてもらっています。条全体が例示も含め細かな規定となっておりますが、現在行っていますふるさとまつりと同様に、町内での興業等の行事について暴力団を排除しようと町外から指示するものも対象としています。

次ページ、8ページの第15条になりますが、その他の必要な事項の委任規定です。先に説明しましたが、美幌警察署との合意書を締結し、警察との連携を密にするほか、町の契約における暴力団排除措置要綱を罰則等の規定を含めて定め、契約行為において暴力団排除を図ろうと考えています。

また、そのほかにも、このあと議案7号で提案させていただきます指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例におきましても暴力団関連業者を排除する規定を設けるなど、各例規や入札参加者に対する入札心得等の各文書において暴力団排除の規定を入れていく考えであります。

では、議案のほうにお戻りください。条文、本文につきましては、今まで説明したとおりです。めぐりまして、5ページ目、附則です。第1項は、施行期日の規定で、平成25年4月1日から施行するものです。第2項につきましては、これまで個別に公共施設を指定して暴力団を排除しておりました公共施設の暴力団排除に関する条例は新条例の第8条の一括して排除となる規定となりますので必要がなくなります。その

ため廃止するものです。第3項につきましては、廃止する条例でなされた行為につきましては、そのまま新条例に受け継がれるという規定を経過措置として定めたものです。

以上、新条例制定議案の内容説明とさせていただきます。原案についてご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号～議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第5号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第14、議案第7号 津別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第5号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第 14、議案第 7 号 津別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 5 号から順次説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 5 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 6 号 津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第 7 号 津別町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料 9 ページをお開きください。はじめに、今回制定の趣旨は、地域主権改革一括法及び介護保険法の改正により今まで厚生労働省令で定めていた地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定めることになったものがあります。なお、条例素案につきましては、昨年 12 月 1 日から 1 月 7 日までパブリックコメントを実施いたしまして住民からの意見募集も行いましたが、特に意見はございませんでした。条例概要につきましては、先般所管の委員会でもあります産業福祉常任委員会におきましてもご協議申し上げたところであります。

はじめに、議案第 5 号、6 号について説明申し上げます。9 ページをご覧くださいと思います。この中の四角で概要とくくっておりますが、この中の真ん中、居宅・施設サービスあります。これは、各基準を道条例で制定するというので、これは北海道内すべて同じどこでもサービスが受けられるということで、これは道のほうの条例で制定しなさいということになっております。そして、現在議案上程しております地域密着型サービス、これにつきましては津別町が被保険者であれば、そこの住民、被保険者が受けるサービスでありますので、これは各町村を基準を条例で定めなさいということになってございます。ですから、このサービスを北見の人が例えば受けても、津別町の住民でないためサービスは受けられない。あくまで住所を移してか

らでないサービスが受けられないというような形になってまいります。

それで、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。今回、11 ページの一番基準の類型をご覧いただきたいと思いますが、今回奨励基準を条例で定めるに当たっては、地方分権改革推進計画において、基準の類型に基づき地域の実情を踏まえた独自の基準の上、検討の上定めるものとするということで、基準の中で従うべき基準、条例内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定める場合は許されないということで、それはどういうことかといいますと、人員配置基準、居室面積基準、人権に係る基準等です。標準という部分につきましては、法令の標準を通常によるべき基準としつつ、合理的な利用がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。これは、主な基準としては、利用定員基準。もう一つ参酌すべき基準、地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。これも同じように居室定員基準。運営体制基準などがあります。これらに基づいて、条例を制定していきなさいというような形になってございます。

それで14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと思います。今回、第5号の津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例となつてございますが、この条例につきましては大体202条の条例になるということで、今回その目次をご覧いただききたいと思いますが、章立てにしてこれだけの基準を設けなきゃならないということになっております。15 ページから、16、17、19、21、23 ページまでご覧いただきたいと思いますが、それぞれ先ほどご説明いたしました奨励の類型としては参酌する基準だとか、あと町独自の基準を設けているだとか、そういう部分について各条例ごとに記載しております。

それで、今回資料の12 ページをお開きいただきたいと思います。その中で、参酌すべき基準で町独自の基準を設けたものとしまして、この中でサービスの提供に関する記録の保存期間を2年から5年に延長するというので、参酌すべき基準では2年となっておりますが、本町の独自として5年間ということにやっております。考え方としては、事業者による不適正な介護給付費の受給等が発覚した場合は、介護給

付費の返還請求を行うことになり、その請求権は地方自治法の規定により5年間と定められていると。一方、奨励基準によるサービス等の提供に関する記録の保存期間は2年間と規定されている書類の不存在等により介護給付費の返還請求事務に支障を来すことが考えられると。このため、不適切な介護給付費が生じた場合には確実に5年間遡及しての確認ができるように記録を5年間保存しなさいという基準を設けさせていただいております。これにつきましては、16ページで言えば、第42条、記録の整備、町独自の基準「有」と書いています。例えば17ページ、58条記録の整備「有」というような形です。そのように記録の部分は独自に2年から5年というふうに整備をいたしまして、後の条文につきましては、従うべき基準、あと標準、参酌すべき基準、これらに基づいて条例を作成したということになってございます。

議案第6号につきましても同様の形で条例の整備を行っております。ここの条例につきましても、90条による条例の形になっております。

それでは、次に議案第7号 津別町指定密着型サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について説明したいと思います。これは、先ほど説明しましたように地域一括法、介護保険法の改正により指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員についても、29人以下であっては、市町村の条例で定める数となったことから、今回条例で29人以下と明記し、また地域密着型サービス事業者の申請の資格については、市町村の条例で定めるものでないときに指定してはならないということで、条例において法人であること。なおかつ、先ほど議決いただきました津別町暴力団排除条例第2条第3項に掲げるものは除くことを明記したものであります。

これら3件の条文につきましては、今説明申し上げたものにつき整理したものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日とするものであります。

以上、内容の説明を申し上げましたので、原案にご協賛いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） ただいまご説明いただきました津別町指定地域密着型サービ

スの事業が行われるということで、来年の4月をオープンということなのですが、  
こうして事業者選定も終わりましたし条例も整備されるわけですが、一つお聞き  
したいのが、町として民間企業に事業を委託していくわけですが、この事業内  
容の中で安全面の管理だとか、それから被保険者に対するサービスの満足度だとか、  
そういったものはすべて民間企業のほうに管理を任せるのか、それとも津別町として  
チェック機能を持っていくのか、その辺に対しての考えをお聞かせいただきたいと思  
います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいまご質問のありました小規模多機能居宅介  
護事業所の関係だと思えますが、ですから現在この条例を制定して、これでは、  
その中で全部サービスの記録だとか、基準だとかをすべてここで、例えば小規模多機  
能でいけば、ここで18ページをご覧いただきたいと思えます。この中で例えば82条  
では従業者の人数だとか、管理者、あと代表者、登録定員だとか利用定員、及び設備、  
備品、あと87条でいえば心身の状況等の把握だとか、88条、居宅サービス事業者等と  
の連携、それぞれ利用料金等の受領だとか、それぞれ細かく基準を設けて、それに合  
ったサービスを提供していただくということで、保険者としても、それぞれこれらの  
ところに検査に何うというような形になっていくと思えます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 条例を制定する段階でまだ詳しいところまでは当然詰めてい  
けないでしょうし、今具体的に例えば細かい例を出しても、まだそういったものに対  
しては業者との話し合いも詰めていくわけにもいかないと思えますので、またそうし  
たものが詳しくルールとして出来上がるときに、この件に関して質問したいと思いま  
すが、くれぐれも担当の方におかれましては、あくまでも町民の方が快適に過ごせる  
ということが第一であるということを念頭に置いて、このあと取り進めていただきた  
いというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。



これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第5号から議案第7号までの3件について、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長(鹿中順一君) 日程第15号、議案第8号 津別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(山田英孝君) ただいま上程となりました議案第8号 津別町新型

インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

説明資料によりご説明申し上げますので、資料の 29 ページをお開き願います。はじめに条例制定の趣旨であります、平成 24 年に新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立をしておりますが、この法律は平成 21 年に発生をいたしました新型インフルエンザの教訓を踏まえ、緊急事態における必要な体制を整えておくため制定となったものであります。この法律の施行は、公布の日から 1 年を超えない範囲内で政令で定める日となっており、本年 5 月 11 日までに施行となる予定となっております。この法律に基づき市町村は対策本部の設置を定めた条例を法律の施行前までに制定する必要があることから、今回条例制定をお願いするものであります。

まず、この法律の概要について申し上げますが、2 番目ですが、①としては事前準備として国、都道府県、市町村は、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する行動計画を作成をすること。②として新型インフルエンザ等が発生したら、国、都道府県は対策本部を設置をすること。③として、国の対策本部においては、行動計画に基づき対処方針を策定すること。④は、登録事業者の従業員、例えば医療関係者などは先行的にワクチン接種を実施する。⑤は、全国的かつ急速なまん延により国民生活に影響が及ぼす場合は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行うとして、外出自粛や催し物の開催の制限などのほか、予防接種、医薬品などの緊急物資の運送の要請などが盛り込まれている法律であります。

次に、町の対策本部の内容ですが、町が実施する対策を総合的な推進や総合調整などが目的となります。また、対策本部役員については、町長を本部長に、副本部長、本部員と考えております。なお、条例制定後の取り組みとして国の行動計画、北海道の行動計画の策定内容を見ながら、整合性のある対策を盛り込んだ津別町行動計画を策定することになります。

それでは、条文のほうをご覧いただきたいと思います。第 1 条の趣旨、第 2 条の組織は、先ほど申し上げたとおりであります。

第 3 条の会議は、本部長は必要に応じて対策本部の会議を招集するとしております。第 2 項では、国や道の職員の出席をさせることがあるとし、第 4 条では必要に応じて部を置くことができるとしてしております。

第5条は、委任について定めております。

附則では、施行の日を国の措置法が施行となった日としております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第9号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第9号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例制定の趣旨については、平成24年6月に障害者自立支援法の一部が改正となり、その法律の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改まったことから、関係する条例の一部改正を行うものであります。改正

が必要な条例は、津別町税条例及び津別町介護サービス事業条例並びに津別町特別養護老人ホーム設置条例の3条例になります。

説明資料のほうをご覧いただきたいと思いますが、30ページは税条例になります。その後、31ページから33ページは介護サービス事業条例。34ページは、特別養護老人ホーム設置条例の新旧対照表を載せております。いずれも「障害者自立支援法」を先ほど申し上げました「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正をするものであります。

議案の本文の条文をご覧いただきたいと思いますが、新旧対照表であらわした内容を文章化したものでありまして、附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号～議案第12条

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第10号 津別町道路構造条例の制定について

から日程第 19、議案第 12 号 津別町道路標識条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 17、議案第 10 号 津別町道路構造条例の制定についてから日程第 19、議案第 12 号 津別町道路標識条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 10 号から順次説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(江草智行君) 説明の前にお詫びを申したいと思います。議案の中の道路移動等円滑化構造基準条例の附則第 2 号に文言の間違ひがありまして、訂正ということで差し替えのものをお配りさせていただきました。大変申し訳ありませんでした。

それでは、ただいま上程となりました議案第 10 号 津別町道路構造条例の制定について、議案第 11 号津別町道路移動等円滑化構造基準条例の制定について、議案第 12 号、津別町道路標識条例の制定について説明を申し上げます。

制定の理由につきましては、いずれの条例も地域主権改革一括法の公布により、道路法及び高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、これまで法律で定められていました道路の一般的構造、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造基準、道路標識のうち、案内標識と警戒標識及びこれらに付置される補助標識の寸法、文字の大きさを条例で定めることとされたことから、津別町においても町が管理する町道においてそれぞれ関係する技術的基準等を定める条例を制定しようとするものであります。

それでは、制定する条例の概要を説明いたしますが、以下の説明につきましては条例名で津別町を割愛して説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料の 35 ページをご覧くださいと思います。この表は、これまで国が定めていました技術的基準が制定するどの条例に定めているかを示しています。「道路構造令」に定められていました基準は「道路構造条例」に、「道路標識、

区画線及び道路標示に関する命令」に定められていた基準は「道路標識条例」に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」に定められていた基準は、「道路移動等円滑化構造基準条例」に定めることとなります。

次の 36 ページは、制定しようとしております各条例の概要となっております。左から条例名、参酌すべき基準となる法律名、条例の概要、施行期日となっております。この中で、道路移動等円滑化構造基準条例についてですか、本来この条例は駅や病院などの公共機関に接続する道路などで、国土交通大臣により指定された特定道路と呼ばれる道路に対しての基準となるものですが、津別町には指定された特定道路はありません。しかし、今回の改正では、道路管理者は、その管理する道路、指定された特定道路以外の道路についてもこの基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたことから、指定道路の有無にかかわらず、すべての地方公共団体が制定することとされたものです。

次の 37 ページからは、国の参酌すべき基準、北海道の基準、津別町の基準の比較となっております。各条例における技術的基準は、国の基準を参酌して定めることとなっておりますが、地域実情を反映し、北海道は道道に関して幾つかの独自基準を設定いたしました。町としましてもこの基準も検討し、津別町の実情から一部北海道の基準を採用したほうがよいと判断し、北海道が設定した基準を適用した部分もあります。

資料 37 ページから 38 ページは、道路構造の技術的基準の比較表です。北海道が独自に基準を設定した項目のみあらわしておりますのでよろしく願いいたします。項目欄の路肩から次のページの視距について北海道はそれぞれ独自の基準を設けていますが、津別町では歩道と視距について北海道基準とし、そのほかは国の基準どおりとしております。

資料 39 ページから 40 ページです。これは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準の比較となっております。各基準につきまして北海道は一部条件がついて国の基準どおりとなっておりますが、津別町はすべて国の基準どおりとしております。ただし、(4)の路面電車ですが、これは路面電車はうちのほうにはありませんので、今回条例には定めておりません。

41 ページは、道路標識等に関する基準の比較です。これは、すべて国の基準どおり

定めるものでございます。

では、条文について説明したいと思いますが、条文につきましては、簡素に説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に道路構造条例です。第1条は条例の趣旨で、町道の構造の一般的技術基準を定めるとしております。第2条は定義です。第1号歩道から第22号視距まで、それぞれの用語の定義について定めております。第4条は車線の数を定める条文となります。車線の数は、道路の区分、交通量、地形等に応じて定めるものとしております。第7条は路肩の設置基準となります。次、第11条です。歩道の設置基準となります。第1項、第2項で設置基準が、第3項、第4項は歩道の幅の基準となっております。歩道は通常2メートル幅を原則としていますが、第3項において、やむを得ない場合には、1.5メートルにすることができるとして北海道、ここが北海道と同じなのですが、同様な基準としております。第15条です。第15条から第19条までは道路の曲線部についての定めとなっております。20条は視距です。国の基準は時速60キロメートルの場合で75メートル以上となっておりますが、雪道を考慮して北海道基準と同様に100メートルとしております。21条は縦断勾配について、24条は舗装の基準の条項となります。31条は交通安全施設について横断歩道や照明施設等の設置について定めております。35条は防雪施設その他の防護施設について交通に支障がある場合に設けるものとしてあります。37条は橋、高架の道路等の構造に関する規定を定めております。

続きまして、道路移動等円滑化構造基準条例について説明を申し上げます。この条例は、第1章から第6章、移動等円滑化のために必要な他の施設等の6章となっております。

第1章では、総則で第1条に趣旨を、第2条に定義を定めております。

第2章は、歩道等について定めたもので、第3条において歩道の設置を、第4条では有効幅員、第5条は舗装化について、第6条は縦断及び横断勾配について、第7条は歩道と車道の分離について、第8条から第10条までは歩道と車道の高さ、横断歩道に接する歩道の段差、車道乗り入れ部の有効幅員について定めております。

第3章は、立体横断施設に関する基準の章で、第11条から第16条の条項となります。立体横断施設に対するエレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段等の

基準が定められていますが、この章については、現在津別町には施設がございませんので、説明は省略させていただきたいと思えます。

第4章は、乗合自動車停留所に係る基準で、第17条では乗合自動車停留所を設ける歩道の車道に対する高さについて、18条ではベンチ及び上屋の設置について定めております。

第5章は、自動車駐車場に関する規定であります。19条、20条は駐車場及び駐車場における障がい者に対する施設の基準となっております。21条から26条までは駐車場の出入り口の構造、通路、エレベーター、傾斜路、階段、屋根の設置について定めるものです。27条から29条はトイレに係る条項です。トイレの構造やトイレ出入り口の有効幅、車椅子の使用に係る基準、高齢者や障がい者に配慮した構造などについて定めるものです。

第6章は、移動等円滑化のために必要なその他の施設について定めています。30条は案内標識に関する定めとなっております。31条は視覚障がい者誘導用ブロックの施設についてその設置、色などについて定めております。32条は歩道等のベンチの設置、33条においては照明設備について、第34条では防雪施設についての基準をそれぞれ定めております。

続きまして、道路標識条例になります。議案の第12号です。道路標識条例は、先にも述べましたけれども、基準はすべて参酌すべき基準とされる国の基準と同じとなっております。第3条では標識案内及び警戒標識の寸法の原則、第4条では案内標識及び警戒標識寸法の特例、第5条及び第6条においては文字の大きさ、第7条では標識の縁等の太さ、第8条では案内標識及び警戒標識に付置される補助標識の寸法について定めております。

附則におきまして、施行期日といたしまして、説明いたしました条例は、いずれも平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。



これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第10号から議案第12号までの3件について、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 00分

再開 午後 2時 10分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 13 号 津別町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 13 号 津別町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について説明申し上げます。

整備基準を定める概要についてご説明したいと思いますので、説明資料の 42 ページをお開きください。制定理由につきましては、地域主権改革一括法が公布されたことにより公営住宅法の一部が改正され、公営住宅等の整備基準について、地方公共団体において条例で定めることになったことから制定しようとするもので、公営住宅法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき必要な事項を定めるものであります。整備基準を定めるに当たっては、政令の基準を参酌したものであります。

それでは、条例内容を説明いたしますので条例文をお開きいただきたいと思います。

第 1 章、総則では、条例の趣旨、用語の定義、役割等について定めるものです。

第 2 章では、位置の選定、敷地の安全性に関する基準を定めるものです。

第 3 章では、町営住宅の基準を定めています。第 1 条は趣旨で、住宅等の整備基準について必要な事項を定めるものです。第 2 条は町営住宅共同施設、町営住宅等の定義について定めるものです。第 3 条は健全な地域社会の形成に考慮して整備することを定めるものです。第 4 条では良好な居住環境を確保するよう定めるものです。第 5 条は建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮することを定めるものです。第 6 条では敷地の位置について選定する際の基準を定めるものです。第 7 条では敷地の安全及び衛生についての措置を定めるものです。第 8 条では居住環境を確保するための基準について定めるものです。

次のページをお開きください。第 9 条では住宅の基準について防火、避難及び防犯のための措置を定めるもので、第 2 項では温熱環境、第 3 項では遮音性能、第 4 項では劣化の軽減、第 5 項では給排水及びガスの設備の維持管理への配慮についてで、その基準については規則で定めるとしております。第 10 条では住戸の面積の基準を定め

るもので、第2項では住宅の設備及び電話配線について定めようとするもので、第3項では居室内における空気環境についてで、その基準については規則で定めようとしております。第11条では住戸内、第12条では共用部分の高齢者等への配慮についてで、その基準については規則で定めるとしてしております。第13条では附帯施設について定めるもので、第2項では、附帯施設の衛生、利便等及び居住環境について定めるものです。第14条、児童遊園、第15条、集会所、第16条、広場及び緑地、第17条、通路を整備する場合の配慮すべき基準について定めるものです。

次のページをご覧ください。第2項では通路における階段について定めるものでございます。

附則です。施行期日の規定で、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。適用除外について、この条例の施行の際、既存の公営住宅等の適用除外について規定するものです。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号・議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 14 号 津別町地域おこし協力隊設置条例の制定についてから、日程第 22、議案第 15 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 21、議案第 14 号 津別町地域おこし協力隊設置条例の制定についてから、日程第 22、議案第 15 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 14 号から順次説明を求めます。

伊藤住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいま一括して上程されました議案第 14 号及び議案第 15 号について内容を説明させていただきます。

先の提案理由で説明したとおり、設置条例の制定につきましては、地域の活力維持及び活性化に資する人材を確保するために総務省で進めています地域おこし協力隊の制度を活用しようとするもので、非常勤特別職としての任用を図りたいということから地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、条例での設置規定が必要と考えたところであります。

また、隊員の報酬の額につきましては、先に行いました特別職報酬等審議会の協議を経まして関連する条例に追加しようとするものであります。先の 1 月 31 日に全員協議会におきまして地域おこし協力隊の説明をさせていただきましたので、制度の説明は省略させていただきます。その際に隊員の任用方法について、非常勤特別職での任用を考えているとの説明をさせていただきました。その後、改めまして先に導入している先進市町村の状況からほかの任用方法、例えば、賃金職員、あるいは嘱託職員、報酬支給等の方法の確認をしましたが、隊員の地域における活動や起業、就業、活動

における自由度、さらに雇用保険や社会保険等の福利厚生等を総合的に勘案しますと、就業規則を定めた上での非常勤の特別職の任用方法がより優れていると判断させていただいたところであります。

それでは、別途配付しています説明資料の 43 ページをご覧ください。設置条例の条例ごとの説明となっております。まず第 1 条です。設置としまして、地域の人材確保のために特別交付税の財源措置のある総務省の地域おこし協力隊の制度を活用しようとするものであります。

第 2 条は職務で、本町で考えられるものを例示して挙げていますが、第 7 号の規定のとおり地域の活力維持、地域活性化を基本と考えまして第 4 号や第 5 号でうたっているように地域に入って、溶け込んだ支援活動をお願いしたいと想定して規定させていただいています。

第 3 条は報酬で、これは特別職の職員で、非常勤のものへの報償及び費用弁償に関する条例で定める報酬を支払うものとしています。

第 4 条は任用期間です。第 1 項で年度ごとの任用をして最長 3 年間と定めるもので、これは特別交付税の財源措置される年数と合わせたものです。次ページの第 2 項につきましては、年度途中から採用された場合の最終年の規定です。第 3 項が継続任用しないことを町ができる規定。第 4 項は、継続任用を隊員が断ることができるという規定となっております。先に導入している市町村の例として、第 4 項の規定がなくトラブルになっている状況も見られるということから、本町におきましてはこれを加えることにいたしました。第 5 条については委任として、その他必要事項を定めるものです。現在、就業規則、あと募集要項、志望に当たっての履歴書や誓約書等の様式を定めることとして準備しています。

続きまして、次ページの 45 ページ、議案第 15 号の資料として、特別職の職員で非常勤のものへの報償及び費用弁償に関する条例の新旧対照表となります。これは、地域おこし協力隊の隊員の報酬を加える改正となります。改正後のほうを見ていただきたいのですが、別表第 1 に機関等の名称として、「地域おこし協力隊」、職名は「隊員」、報酬の単位は「月」、つまり月額といたしまして報酬の額を「16 万 5,000 円」とする内容を加えるものです。報酬の額につきましては、特別交付税で措置される年間の上限

額が 200 万円となっていますので、それを超えないように月額で割り返した額を基本として考えております。

それでは、議案のほうをご覧ください。まず、議案第 14 号の条文ですが、ただいま説明いたしました条文です。

続きまして、第 15 号の条文になります。2 枚めくった形です。第 15 号の条文につきましては、新旧対照表で説明した内容を条文にしたものです。内容の説明は省略させていただきます。どちらの条例も附則で、施行期日を平成 25 年 4 月 1 日としています。この事業は平成 25 年度予算で進めるものでありますが、4 月に入り次第募集を開始したいというふうに考えています。実際の任用時期は、早くても 6 月ぐらいになると思いますが、その募集開始時期に合わせて施行しようというものであります。

以上、議案第 14 号及び第 15 号の内容説明とさせていただきます。原案についてご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 所管の委員会なのですが、ちょっと聞き漏らしたことがありますしてお聞きしたいと思います。

地域おこし協力隊の設置条例につきまして、文言につきましてはいいのですが、第 1 条でその定着、定住を図り、もって地域の活力維持と云々、担い手となる人材の確保を目的としたとありますが、要するに地域おこし協力隊に来てもらうのは、人手がないから手伝ってくれということじゃなくて、この町でそういったことをやって暮らしてみませんかというお誘いだと思うのですが、もちろんこの条例が施行されれば実際に募集をかけて来ていただくわけですが、その人たちがこの町に 2 年後、もしくは 3 年後に住む意思を持つかどうかというのは、我々の努力にかかっていると思うのですが、我々というのは議会ではなくて津別町の住民全部の努力にかかっていると思うのですが、そうした方を定住させるための何か関連の施策を考えているのかどうか、町長にでもお聞きできればというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいまご質問のあった件ですが、まず、佐藤議員おっしゃるとおり人手をただ頼るものではなく、ここの地域定着、定住を図るのが大きな目的としては、そのとおりでございます。そのために今回の非常勤特別職と選んだのは、それを大前提としているところがあります。これまで入れた所で一番の問題になっているのが、最初1年目はいいのですが、2年目、3年目で、じゃあ実際に起業する、就業するというときにどうしたらいいかというときに、自由度がないというのが大きく言われています。例えば新しく起業する人は、新しい職業訓練をする。そのときに極端言ったら製品を作ったり、そういうことでもうけるといったら変ですけど新たに収入を得る、そういうことになりますと賃金職員とかそういうことになる、地方公務員法に引っ掛かってくるということもありますので、そういう意味で非常勤特別職という形を考えております。

それで今定着ということなのですが、こちらで考えているのは、やっぱり1年目、2年目、3年目のときに、いかに自分たちで就業できるか、起業できるかということで、これまで実績のありました、議員もご存知かと思いますが、喜茂別町が9人入って8人が定住、あるいは起業興ししているという話がありますが、そこを実際に取り組んだ企業というか合同会社というのがあるのですけれども、そちらのほうにフォローアップをやってもらおうというふうに考えています。特に1年目からすぐそのフォローアップは進めてもらおうとは思っているのですが、特に2年目、3年目、起業、就職のためのフォローアップはより強くやってもらおうという考えでいます。実績がありますので、それらを見ながら津別に合った形をどうするのかというのを、そのところと相談しながらやっていきたいと、そういう形で定住を図っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今伊藤主幹が大体話したとおりなのですが、例えばの例ですけれども、今上里に2名と相生に3名ということ想定しているわけですが、上里の部分については、たびたびお話もしていましたように、なかなか人手不

足、従業員の確保が難しいという状況になってまして、募集をかけても町内からなかなか応募がないという状況の中で、インターネットを通じて首都圏からは応募があるというようなこともありますので、そういったものを一つの例として解決が図れないかどうかかなということなんです。それから、相生の部分については、ご承知のように道の駅物産館の従事している方たちが非常に高齢になってきているという状況の中で、そのあと3年の中で、従業員として働いてもらえるようなところにまで押し上げられていけるかどうかというのもひとつ想定しながら進めてみたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 私も先進地の喜茂別の例については興味を持っておりまして、多少調べさせていただきました。10名募集して1名は東北の大震災のためにボランティア活動をするということで9名が残ったわけですけども、その中の8名、現在5名で、あと3名が福祉の資格を取って就業するというので、8名が残ることなのですけども、実際に残っていただくためにどのようなことをケアしていったかという、町側がどういうことをケアしていったかということにつきましては、喜茂別の場合は集落支援員といった人を各地区に配置しまして、来た協力隊の隊員が孤独に陥らないように、要するに住民の方との橋渡し役としてマネージャーとか集落支援員という方を配置して、まず1年目に関しては、住民とのコンタクトをスムーズに行えるようにサポートしていったということを聞いております。そして、2年目に入って、それぞれ起業、就業ということを考えるようになるのですけれども、そうしたときには多くの研修ですとか、その人たちの望むような体験をさせていって、地元に着してもらっていったという形が成功の秘訣だったのではないかなというふうに担当者の方にお聞きしたのですけれども、ぜひ私どもの町でもそうした手法をまねて、まねるのがいいのか、独創的にまた考えるのがいいのかは別としまして、そうしたものを私ども町も考えていただきたいなと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） まず、お聞きしたいのは、第1条の地域外の人材というふう



に条例で書いておりますけれども、地域外の人材というのは、どこらあたりを指しているのかお聞きをしたい。大都市部から招くのか、近隣町村でいいのかどうかわかりませんが、それあたりちょっとお伺いをしたい。

それから、募集方法、募集をするというふうに説明がありましたが、募集方法はどのようにやるのかお伺いしたいのと、報酬がかなり低いようなので、これあたり年齢制限等あるのかないのかわかりませんが、そういうものをつけるのかどうか。

それから、第3条の報酬の関係ですけれども、報酬もこういうふうに特別職の部分で、月額幾らと、そういうふうに定めるわけですけれども、勤務体系というのか、勤務時間の関係についてはどういうふうになるのか、それについてひとつ答えていただきたいのと、佐藤議員も言われたとおり、例えば相生に入ったとすれば、相生物産館に早く言えば勤務することが可能なのかどうか、それあたり含めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） まず、第1条の地域外とはどこを指すのかということなのですが、ここに総務省の地域おこし協力隊推進要綱という中で、どこから来たものが対象になるというのがありまして、基本的には三大都市圏をはじめとする都市部、そちらを想定しています。特別交付税の対象となるのがうちの町は過疎ですので過疎でない、極端に言えば過疎でない市町村、例えば北海道内でも札幌とか旭川でも対象にはなりません。ただ、そのあと募集方法のところなのですが、基本的には募集は都市部で、これも委託をかけようと思っているのですが、インターネットで募集をかけるほかに、東京あるいは大阪、その近辺の所に募集をかけたいというふうに考えています。ということで実際に札幌からということも、北海道内から来るということもあり得ると思いますけれども、基本的には都市部と言われてる所を想定しているということでご理解いただきたいと思います。

あと、報酬の関係なのですが、月額16万5,000円なのですが、年間が200万というのが縛りがありまして、実は実際に応募する人もその金額をわかっているわけです。これまで入れた所で金額的に多い所、安い所とあるのですが、やっぱり200万というのがありますので、それ以上多いとなぜ多いのといういい方、逆に少ないとなぜ少な

いのといういい方をされるそうで、そういう意味では年間 200 万を守りながら、じゃあほかに交付税で措置される分を、例えばうちの町ですと住居や車を対応するという形で支給して、そういう形で援助するという形に持っていきたいというふうに考えています。

それから、年齢制限なのですが、大体想定としては 20 から 40 歳ぐらいとは思いますが、状況によってそれは判断させていただきたいと思えます。つまり来る人の実際に応募した人、応募要項には 20 歳から 40 歳ぐらいという想定は入れようと思っていますが、じゃあ実際に募集してきた人のその状況を見て判断させていただきたいと思えます。例えばですが、今想定されるのが家族持ちはどうなのだという問題があります。そういうことを想定した場合に、非常勤特別職ということで、ほかに糧となるものができるのだったら、この金額でもできるかなと、暮らしていけるかなというのもありまして、それはケースバイケース、その募集に応募してきた人で年齢は考えていきたいというふうに考えています。家族構成も含めて考えていきたいと思えます。

それから、先ほど佐藤議員にもありましたように、その場所に行って支援する人というのがやっぱり必要かと思えます。相生におきましても、それを支援する人、今ありました道の駅とか公社、公社であったり、上里でいきますと N P O の代表者、そういうような形にある程度支援もお願いしたいということで、先にそれはしているところです。ですから、その中で勤務時間につきましては月当たり 8 時間掛ける 20 日程度、ですから 160 時間を大体目安としまして相生のあそこの手伝いをしてもらったり、自分の活動してもらったり、あと研修活動してもらったり、それをすべて含めて大体 160 時間を勤務してもらえばいいという形の就業規則を定めようと考えています。ですので、その中で相生の道の駅勤務であったり、ほかに福祉サイドで考えているようなサービスもやってもらったり、入れて組み立てていこうと考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 都市部、東京、大阪というふうに今お答えいただいたわけですがけれども、この地域おこし協力隊ですけれども、できれば恐らく就職難を想定して、こういう総務省でつくられたと思うわけですがけれども、道内の部分についてはどうな

のかと、そういうふうに思いますけれども。なぜかと言うと、道内でそういう体験をしている人もそれぞれの場所におられるというように聞いているところです。そういうことで、もう少し幅広く、これあたり募集の中に入れるべきでないかなと、そういうふうに思います。

それから、交付税であとからこの分についてはくるわけですがけれども、200万を町で持ち出しがないようにというのはわからないでもないですがけれども、果たしてこれぐらいの金額で優秀というのですか、それなりの来ている人がいるのかなと、そういうふうに今ちょっと心配されるものですから、16万5,000円でまず生活ができるのかどうか、それあたり。それから、それなりの人が来るのかどうかと、それあたりが心配されるということです。

それから、家族で、夫婦で応募したいという場合は可能なのかどうかちょっとわかりませんがけれども、二人で来たいのだと、そうした場合には両方該当するのかどうか、それについてお聞きしたいのと、相生のほうで3名という人数、後で予算の方もあると思うのですがけれども、なぜ3名という形にしたのか、それあたりについてこの条例と関係あるのかもしれませんけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） まず1点目の就職難という話もありましたが、どちらかと言うと、それよりも都市部で就職難というのはもちろんあるんですが、地域のほうを先に考えての制度というふうに私は考えております。これまで来た、もう制度ができて3年ぐらいたってますので、いろんな例を参考にさせてもらっているのですが、一番は、その市町村で望んでいるものと来る隊員のどういうものかという、この内容についてのミスマッチというのですか、それが非常に起きやすいと言われております。逆に言うと市町村が望むのよりの的確というか細かく、具体的に示すことによってそこに来る人が決まってくると。ある意味ではちゃんと具体的なものを示した場合には、それに来る人は幾らでもいるといういい方もされています。うちがどれだけ魅力的にあるように出すかというのが問題なのですが、例えば今の報酬の話でいけば、それは金額的には、その200万というのが基本となっていますので、その高さではないようです。

あと、うちの場合は、ほかの所でもやっているのですが、住宅と車の用意はしたいというふうに考えているほか、あとちょっと地域的には、やはりほかよりこちらのほうが遠いということもありまして赴任旅費というか、そういうものは考えています。これはちょっとほかの所にはないようで、これはちょっと特色として出したいといふうに考えています。

あと夫婦ということなのですが、これも結局うちのほうで望んでいる仕事とか内容について、それにぜひそれをやってほしいという形であれば、夫婦もそれも問題ないかなと。極端なことを言えば子ども連れも問題ないかなと思っています。あくまでも、これから募集の仕方なのですが、募集においては、その人物本位でいかに津別にやってきて、その内容を見てぜひそこにかかわりたいという人に来ていただきたいというふうに、それをうまく見つけられるかどうかというのが一番問題かと思いますが、先ほど言ったように、その具体的なものがあればあるほど、実際には人がある程度集まって来るよというふうに聞かされているところです。

ちょっと例になりますが、留萌市さんが今年三つの町で一緒になって公募しているのですが、それまで独自でインターネットだけで公募していたのですが、その三つの町でちょっと会社を使いましてやったことによって、全部で三つで5人のところ20人の応募が来たというふうになっています。その中で一番合った人を選んだというふうに聞いております。実際にそこに入った人ともお話をしたのですが、そういう市町村が具体的な例を出してくれたほうが来やすいという話をされていました。

それから、相生の3名なのですが、基本的には、道の駅を手伝ってくれる方と、あと町内でどういうものが必要かというときに出したときには、道の駅を手伝ってもらいものと、あと福祉サイドでサロンとか、いろんなサービスをするものが2人程度必要ではないかというふうな提案がありまして、最初4名どうだという話になっていたのですが、3名を一つ一つに区切るのではなくて3名を回しながら協力してもらえば、4名じゃなくて3名でも十分やれるのではないかという形で3名という形で考えました。業務としては2種類の3名で対応していただきたいという形で3名というふうにしています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この趣旨は、できれば津別含めて定住してほしいということだと思います。私はさっき16万5,000円というのは安いというのは、3年間働いて起業、要するに自分で興して何かをやるというときに、それだけの資金を蓄えられるかどうかという心配があったものですから、それあたり今後これが定着して起業する場合に支援する、できればそういうものもつくっていただきたいと、そういうふうに思いますので、それについて考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 今のところ特別な支援というものは考えていませんが、ただ、支援という意味では各種の2年目、3年目におきましては、最初の募集業務の予算が別にありますので、それをその人たちの例えばいろんな資格を取るときのための研修とか、そういうほうに充ててあげたいなというふうに考えています。また、非常勤特別職ということですので、起業する上に当たって、言ってみれば、何かものを作ったりなんだりして、そういうものを売る行為とか実際に収入を得る行為、それは可能としていますので、そういうところの対応はしたいというふうに考えております。別途ほかのほうの支援活動もありますので、そういうものも複合的に考えてあげて、まだ足りない場合また違う考え方をする可能性はあるかもしれませんが、今のところそういう形で考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 支援のほうなのですけれども、これまた3年間やるうちにどんな方が来られるのかまだわかりませんが、喜茂別の例をとってもお店屋さんがうちの跡を引き継いでくれとかというようなことだとか、いろんなパターンが生活の中で出てきているということですので、そういうことが出てくるようなことも想定されますし、たびたび前にも出てましたけれども今総合計画の中で、空き店舗の活用だとか、いろんなことが計画の中に盛り込まれていますので、それらを実践的に合ったような形で制度化していくということも当然これから出てくるのだろうというふうに思います。伊藤主幹が言いましたように今それぞれ2地区で、こういうことに働い

てほしいのだというのを幾つか構想の中で今述べましたようにありますので、それに基づいたイメージを持って応募してくるのかなというふうに思います。そこで、上手にそこにはまっていく人もいるでしょうし、それから月 160 時間ですから、それ以外のところは町をいろんなところで見たりとか、自分のスキルを高めていくと研修も自ら受けてたりとか、そういうことがありますので、それと受けてからこの地域で自分が生きていく上にはこれにかかわったほうがいいなというようなことも多分出てくるでしょうし、あるいはそういうものが見つからなければ、また別な町で探すようなことになるかもしれませんけれども、とりあえずなんとか5名津別町に来てもらって一緒に働いてもらって、そして地域ともよく町民ともなじんでいただいて、なんとか定住していただいて、そして子どももできてというようなことになっていけばいいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 14 号から議案第 15 号までの 2 件について、原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 16 号 津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程いただきました議案第 16 号 津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきたいと思います。

資料のほうの 46 ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表で今回の改正の内容をご説明させていただきます。改正前の第 2 条、課等の分掌事務の中で総務課の（ケ）でありますけれども、「町有車両の運行及び管理に関すること。」につきまして、今回改正後第 2 条、同じく建設課の中で「町有車両の運行及び管理に関すること。」ということで改め、総務課から建設課の分掌事務に改正させていただきたいと思います。昨年の 4 月の第 2 次機構改革におきまして町有車両のうち集中管理車の運行管理につきましては、従前の建設課より総務課に分掌事務を移したところであります。これは、昨年 10 月からの町営バスの一部民営化などにより、バス運転職員の配置替えを想定したものでありましたが、実際には総務課の配置にとはならず、本年の 4 月以降も総務課への配置につきましては、非常に厳しいことから改めて建設課の分掌事務としてバス機動車両含めた中で町有車両総体を建設課で管理するというように改めるものであります。

議案のほうにお戻りいただきたいと思います。条文の改正については今説明させていただいたとおりであります。

附則につきまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するというご説明させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 17 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 17 号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程いただきました議案第 17 号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

本件につきましては、資料の 47 ページをご覧くださいと思います。新旧対照表でご説明させていただきます。改正前の第 3 条第 2 項、「教育長に就任し、又はこれを退任したときの給料は、就任の場合にあっては、その就任の日から日割をもって、退任の場合にあってはその月の全額を支給する。」というのが現在の条例であります。改正の内容は、退任の場合にあたっては日割支給にするという内容が今回の改正内容であります。改正後の第 4 条、「前条の給料及び第 2 条に定める手当の支給方法については、津別町職員の給与に関する条例を準用する。この準用する規定、津別町職員の給与条例が日割の支給になるということで明記しております。



本件につきましては、平成 19 年に津別町職員の給与条例、それから町長、副町長の特別職給与条例等も含めて改正したところでありましたが、教育長の給与条例のみ改正が行われず今日に至っております。この場を借りてお詫びをしたいと思います。

議案本文に戻っていただきたいと思います。条文の改正については以上の説明のとおりであります。附則におきまして、この条例は公布の日から施行したいと思います。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、議案第 18 号 津別用使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいま上程となりました議案第 18 号の内容を説明させていただきます。

今回改正しようとする使用料は、共和地区集会施設の陶芸に係る施設の団体使用料で、使用電気料金を基本に算定してありますが、使用の電氣量が減少していることから見直し、減額の改定をしようとするものであります。

それでは、説明資料の 48 ページ、使用料条例の新旧対照表をご覧ください。別表第 16 の改正です。陶芸施設を使用する団体 1 か月定期券使用料を改正前「1 万 800 円」だったものを改正後「8,000 円」に改めようとするものです。この使用料につきましては、陶芸施設全体の利用料として陶芸室の電氣釜に係る電氣料金、これは基本料金を除いた付加電氣料金のみをご負担いただこうと使用料の料金設定をしているものですが、現在の料金は平成 20 年度から負担していただいております。当時は一年を通じて利用団体が使用していましたが、その後団体の会員も減少し 22 年度の冬から使用がなくて 23 年度からは夏を中心に 6 か月程度の利用ということで、月ごとの使用時間も減っている状況です。23 年に比べまして昨年 24 年は、少し利用時間も伸びたようですが、ひと月平均の電氣料金に対し現在の電氣料金が高いという状況がありますので、過去 2 年間の状況から勘案し、利用団体からの要望もありましたので、今回減額させてもらうものです。今後も 3 年を基本に見直すことにしていますが、状況によっては今回のように対応していきたいというふうに考えております。

それでは、議案の条文のほうにお戻りください。ただいま説明した改正内容を条文としており、本文で別表第 16 の改正規定となっております。

また、附則で施行期日を平成 25 年 4 月 1 日とするものです。

以上、条例改正の内容の説明とさせていただきます。原案についてご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」のあり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 18 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 19 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、議案第 19 号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） ただいま上程となりました議案第 19 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

改正の理由につきましては、先に提案理由で説明いたしましたが、地域の自主性及び自立性を高めるために第 2 次地域主権一括法が公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第 5 条が削除されたことにより、国などに対する寄附等の制限がなくなりましたので、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、資料の 49 ページをご覧ください。新旧対照表でございますけれども、第 3 条第 1 号中、「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体」に改め、同条第 2 号中、「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体」に「当該地方公共団体」を「当該国又は地方公共団体」に改め、第 4 条 1 号中、第 6 条第 1 号中、及び第 7 条中、「他の地方公共団体」を「国若しくは他の地方公共団体」に改めるものであります。

条文にお戻りください。附則でありますけれども、この改正条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日と定めるものであります。

以上ご説明させていただきましたので、原案についてご承認いただきますようお願い

いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 19 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案とおり可決されました。

#### ◎議案第 20 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、議案第 20 号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 20 号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料の 51 ページをお開き願います。今回の一部改正の趣旨ですが、現在北海道と共同で行っております乳幼児等医療費助成事業について、町では道の適用範囲を拡大をして費用負担の軽減を図ってきております。平成 22 年度からは、課税、非課税を問わず中学生までの入院、通院、調剤に係る医療費の助成を行ってきておりますが、平成 25 年度からは初診時一部負担金についても助成をすることで、子育て家庭の支援を行っていくため条例の一部改正を行うものであります。

参考までに、2番目に対象となります乳幼児等医療給付対象者数を載せておりますが、合計で484人となります。3番目に助成となります初診時一部負担金額を、4番目に予算計上額を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

説明資料の52ページをお開き願います。新旧対照表ですが、第4条の助成の範囲で受給者が負担すべき額から「一部負担金」を削りまして、次の「並びに食事療養標準負担額及び」を、改正後は「並びに」と「及び」を入れ替えまして、「及び食事療養標準負担額並びに」と文言の整理を行っております。

議案の本文の条文をご覧ください。附則としましてこの条例は、平成25年4月1日から施行するとし、2項の経過措置では改正した一部負担金の助成は施行日以後に療養を受けた医療費に適用し、それ以前は従前どおりとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第21号

○議長（鹿中順一君） 日程第28、議案第21号 津別町立へき地保育所条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 21 号 津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由でも申し上げましたように、へき地保育所で新たに実施する一時保育事業について関係条文を追加するとともに、附則において規定している入所の範囲の特例が地域主権一括法により同条例で規定されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

資料の 56 ページをお開きください。まず最初にお詫び申し上げます。この 56 ページの新旧対照表の第 11 条、ここで保育所定員は次のとおりとすることで書いてありますが、ここに本岐保育所、2 歳以上、2 名、これが抜けております。申し訳ございません。訂正お願いいたしたいと思えます。

それでは、資料 53 ページをお開きいただきたいと思えます。今回の改正の趣旨につきましては、25 年 4 月 1 日より保育所において一時保育事業を実施するため関係条例の整備を行うというものでございます。また、附則で規定している入所範囲の特例の基準が道条例で規定されたことに伴い、関係条文を改正するものでございます。

2 番目の津別町一時保育事業の概要ということで、目的といたしまして、この事業は就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病などによる緊急時の保育に対する高まりにより一時保育を実施し、保育所が地域の保育センター的な役割を担い、その活動を充実強化することにより、乳幼児への福祉の増進を図ることを目的とする。事業の実施主体は津別町で行う。実施施設につきましては、以下津別保育所、活汲保育所、本岐保育所で行うということです。利用定員につきましては、津別保育所は 2 歳以上が 2 名、2 歳未満が 2 名、計 4 名。これは 1 日当たりの定員でございます。活汲保育所につきましては、2 歳以上が 2 名。本岐保育所についても 2 歳以上 2 名。活汲、本岐保育所におきましては、乳幼児の保育する設備がございませんので、乳幼児については津別保育所だけで行いたいと考えております。この事業の実施内容は、次

に掲げる事業とするということで、非定期的保育サービス事業、保護者の就労形態により家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービス。緊急保育サービス、保護者の傷病入院により緊急・一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育サービス。三番として私的事由による保育サービス事業、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、保育を必要とする児童に対して行うサービスということでございます。この対象事業といたしましては、児童福祉法第24条の規定により措置の対象とならない就学前の児童とするということでございます。

この事業は、既設の保育所において行っていくということで、保育時間につきましては、指定された休日を除いて午前8時から午後4時までの8時間を限度とするということで考えています。利用日数につきましては、原則として1週間について3日以内、1か月にあつては14日以内ということで、利用申し込みにつきましては、利用する2日前に利用申込書をいただきたいということで考えております。

費用につきましては、これらの費用につきましては、1時間当たり2歳以上は250円、8時間しますと2,000円。2歳未満につきましては1時間300円、8時間しますと2,400円というふうに考えてございます。

以上、内容について説明申し上げました。

次、55ページ新旧対照表を見ていただきたいと思います。これらにつきましては、第6条新設ということですが、これは旧条例の中で、第9条にあったものを第6条というふうに上のほうに持ってきております。そして第7条で一時保育事業の実施。第8条で実施施設についてうたっております。第9条につきましては一時保育の事業内容。第10条につきましては一時利用者。第11条につきましては利用定員。第12条につきましては利用期間。第13条につきましては3項設けまして、一時保育の保育料を徴収するというところで別表3に定めてございます。

附則といたしまして、先ほど説明いたしましたように、地域一括法の関係でこの入所の範囲の特例の条文が「第4条の規定から定員を超えて入所させることができる数は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を満たす範囲内とするというような改正になってございます。

条文につきましては、ただいま説明申し上げたものを整理したものであります。施

行期日につきましては、25年4月1日とするものであります。

以上、内容の説明を申し上げましたので、原案にご承認いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今説明を受けたわけですけれども、一時預かりというのは、別な部屋を設けてしている所もありますし、今回具体的に書かれていないのですが、何回かの保育所の定員の見直し等で2歳児未満のところは、前回2人ぐらい増やした中でほぼいっぱいみたいな形になっているのじゃないかと思見に行ったとき、そんな感じだったのですけれども、こういうことで支障がないのかどうかだけちょっとお聞きしたいと思います。まず一点。

それから、もう一つなのですが、この中そのものはいいですし、一時預かりというのは今子育てをしているお母さん方からの要望があって実施されることなのですが、普通のところでも子どもたちのためを考えたときには、ちょっとここでは難しいのかもしれないのですけれども、慣れない子どもが入るということで一般的にはみんなと一緒にするまでには時間をかけるように、何ていうのでしょうか慣らしみたいに行っているようなことをしながら預かっているところもあるような中で、とりあえず電話があっけいきなり来て、2歳以上であれば、その該当する所にポンと入って十分であるのかどうか。

それから3点目は、保育所は年齢に応じて先生の数が決まっているかと思うのですが、そういうところの対応等はどんなふうになっているのかお尋ねします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいまご質問のありました乳幼児の関係ですけれども、今年度の今の入所申し込み状況を見ますと十分対応できるというふうに判断しております。また、新たに保育施設を設けるとなりますと、やはり設備だとかでお金もかかるという部分もあります。基本的に一時預かりする場合は、2名の保育士をつけなさいということになっております。ただ、そういう保育施設等を利用して、集団保育を行う場合につきましては、そこにいる従来の保育士さんを1名とカウントし



て、新たに1名をつければ2名という部分はクリアされるということもございますので、現在のところ定員状況からいきまして、そういう形で対応していきたいというふうに考えております。

今のなかなか急にきて慣れない子どももいるのではないかとということも、それは当然あると思いますけれども、現状からいきますと現在のある施設を利用してやっていくほうが適切かなというふうに考えております。

保育士の数につきましては、先ほど申し上げましたけれども、集団保育でやる場合は基本は2名必ずいなければならない、ただ、集団保育で行う場合はいらっしゃる保育士の先生を1名、プラス1名専属につけないということでクリアできるということで、費用面、また設備等の有効活用という部分からいって、集団保育でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 説明で私の言っているところは、ちょっと今すぐ4月からスタートする段階では難しいのかなということもあるのですけれども、それと予算書なんかを見ていくと、保育所の運営費なんかも若干上がっているから、もう既にそういうことを予定されての増額になっているのかなというふうに思いますけれども、やっぱり大事な子どもを預かることですので十分な、何から何までということにはならないかもしれないのですけれども、せっかくスタートするものですから、親が本当に短時間であっても安心して預けれらるというようなことがわかるような、そういう保育ができるように十分気を付けて、今までの保育所の満足度調査等から見ると非常に評判が落ちてきているというようなことも、ちょっと懸念材料にありますので、スタートの時には十分心して始めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 21 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 13 分

再開 午後 3 時 25 分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 22 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 29、議案第 22 号 津別町国民健康保険条例及び津別町有林野条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹(横山 智君) ただいま上程となりました議案第 22 号 津別町国民健康保険条例及び津別町有林野条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたとおり今回改正となりますこの 2 件の条例につきましては、条例中におきまして津別町財務規則を引用しておりますが、今般その財務規則が全文改正となり、平成 25 年 4 月 1 日より施行となることから条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、説明資料 58 ページをお開きください。新旧対照表で説明させていただきます

ます。津別町国民健康保険条例につきましては、第 16 条中、下線の引いてあります「津別町財務規則（昭和 51 年規則第 18 号）」を「津別町財務規則（平成 25 年規則第 3 号）」に改めようとするものであります。

次の町有林野条例につきましても同様に 8 条中、下線の引いてあります「津別町財務規則（昭和 51 年規則第 18 号）」を「津別町財務規則（平成 25 年規則第 3 号）」に改めようとするものであります。

それでは、議案の条文のほうに戻っていただきまして、附則としましてこの条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、改正内容をご説明申し上げましたのご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 22 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、議案第 23 号 津別町土地改良事業分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君）　ただいま上程になりました議案第 23 号　津別町土地改良事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明いたします。

改正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたとおり、地域主権改革一括法の公布により土地改良法の一部が改正され、同法律の条項を引用している津別町土地改良事業分担金の徴収に関する条例中において、条項名を改める必要が生じたことから必要な改正を行おうとするものでございます。

それでは、説明資料 59 ページの新旧対照表をご覧ください。左側の改正前の条例第 1 条と第 4 条第 1 項中において、それぞれ土地改良法を引用して分担金の徴収の根拠と特別徴収金を規定しているところでありますけれども、土地改良法の一部改正において読み替え準用規定である「第 96 条の 4」に第 2 項が新たに追加されたところであります。これに伴いまして、条例の第 1 条と第 4 条第 1 項中で、「第 96 条の 4」と規定していたものが、改正後はそれぞれ「第 96 条の 4 第 1 項」と規定する必要が生じ改めようとするものであります。

議案改正文に戻っていただきまして附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、議案第 24 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 24 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

改正理由につきましては、地域主権改革一括法が公布されました。これにより、公営住宅法の一部が改正され、入居者の資格基準について地方公共団体において条例で定めることになったことから、津別町営住宅の設置及び管理に関する条例を改正するものであります。基準を定めるに当たっては、政令の基準を参酌したものであります。

それでは、新旧対照表に沿い内容を説明したいと思います。説明資料 60 ページをご覧ください。第 6 条では、入居者の資格について、同居親族要件が条例で改正されることとされたことから、第 1 項の改正前、「(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(以下「老人等」という。)にあっては第 2 号から第 4 号)」を「(老人等にあっては第 2 号から第 4 号まで、)」と改め、「老人等」については第 2 項で別に定めるものです。第 2 号アは、いわゆる裁量階層について定めています。これも条例で定めることとされたことから、改正前、「身体障害者である場合のその他の特に居住の安定を図る必要がある者である場合」を「身体障害者である場合等」と改め、その詳細を新設する第 4 項に定めるものです。

61 ページで、第 2 項では、「老人等」を「(老人等)」に改め、第 2 号では改正前、「次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに」を「規則で」に改めるもので、アからウを規則で定めるものです。第 3 号については、改正前、下線の引いてあります「恩給法以下第 1 款症」までを「規則で定める程度」に改めるものです。

62 ページ、第 8 号イは字句の改正になります。「申し立て」を送りかな「し」を取る改正になるものです。第 4 項は新設になります。入居者及び同居者の裁量階層について定めるようとするものです。第 1 号では入居者または同居者について定めるもので、アの障害者基本法、イの戦傷病者特別援護法に規定する障害の程度は規則に定めるものです。ウでは、原子爆弾被爆者、引揚者、ハンセン病療養者について定めるものです。第 7 条以降は字句の訂正です。第 7 条第 2 項の「同条第 1 項各号」を「同項各号」に、「同条第 1 項第 2 号から第 4 号」を「同項第 2 項から第 4 号まで」に改めるもので、63 ページ、第 13 条第 2 項、第 1 項と第 30 条第 1 項の「第 6 条第 2 号」を「第 6 条第 1 項第 2 号」にそれぞれ改めるものです。

議案の条文に戻っていただきまして、ただいま新旧対照表で説明した内容を改正条文にしたものであります。右ページ附則につきましては、施行規則の規定で、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。2 項で経過措置として、公営住宅法施行令の一部を改正する政令、平成 17 年、政令第 357 号により入居収入基準について改正が行われた際、一定のものについての従前の取り扱いを維持する旨の経過措置がとられていますが、法の改正により効力が失われることから、今回条例改正を行うものにあたり、経過措置として平成 18 年 4 月 1 日前に 50 歳以上である者の措置を規定するもので、第 6 条第 2 項第 1 号、60 歳以上の者に該当する人とみなし、3 項では平成 18 年 4 月 1 日前に入居者が 50 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 18 歳未満の者又は 50 歳以上の者である場合は、条例第 6 条第 4 項第 2 号に該当する場合とみなすものであります。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） ちょっと今ご説明を受けたのですが、さっぱりわからないというか、もうちょっとわかるようにご説明いただけないかと思うのですが、要するに同居者の条件を規制するということですか。公営住宅に入っている者の同居者の例えば公営住宅法が変わって、例えば 50 歳未満の人は継承を許さないとか、そういっ

た部分のことなのでしょうか。

ちょっとわからないので、平たく教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 今回の改正は簡単に言いますと、まず一つ、入居者の資格として入居者本人の資格というのがございます。それともう一つ同居者の資格というのがございまして、今回はこの二つを分けるという形で改正をしております。前回入居者の改正につきましては、例えば精神障がいを持っている方も入居できますが、その方については1号から3号までとかというふうな形になってはいますが、今回4号のほうで定めたのが同居者の入居要件になってますが、それは同居の場合は例えば精神障がいでしたら1級から2級までというような形で、入居者申し込み本人と同居者とはちょっと違うという形になってはいますので、今回それを分けた形で条例に載せるという形になってはいます。それで、今回の改正の主な点では、その同居者の部分については後から改正になったために、その部分の詳細については規則のほうに持っていくという、規則に委任する形になってはいますので、入居者本人についても今の現状では条例の中に持ってはいますが、同居者と合わせて入居者本人の部分も規則に持っていくという改正を今回するという形になってはいます。ですから、入居者の方の入居条件と、それから同居者の方の入居条件をそれぞれ分けて、わかりやすくしたという形になってはいます。

それともう一点附則のほうなのですが、これは平成17年でしたか、このときに入居者要件が国のほうの法律で変わっておりまして、それまでは50歳まで公営住宅に入居できたのですが、それ以降60歳まで引き上がった経過がございます。そのときに経過措置としてそれ以降10年間、ですから28年まで、そこまでの方たちは、60歳未満でも入居できるということに今なっています、経過措置で。その方たちについての入居ができるのだよというのが今附則でうたったということになっておりますので、50歳未満でなければ入居できないとかということではなくて、もちろん老人という方は60歳以上の方というふうには決まっていますが、現在平成18年の時点で50歳以上だった方、一つずつ年齢が上がっていますけれども、その方は今60歳でなくても入居できると。それを救うための附則ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 24 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 32、議案第 25 号 津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 25 号 津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由でも申し上げたとおり地域主権改革一括法が公布されました。これにより、下水道法の一部が改正され公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理について、地方公共団体において条例で定めることになったことから津別町下水道条例を改正するものであります。基準を定めるに当たっては政令の基準を参酌しております。

それでは、新旧対照表に沿い内容を説明したいと思いますので、説明資料 64 ページをお開きください。目次の「第 1 章の 2 として、公共下水道の構造の技術上の基準（第



2条の2—第2条の6)」と「第3章の2として、終末処理場の維持管理（第20条の2）」を定める改正を行うものです。第1条の趣旨では、「施設の構造の技術上の基準及び維持管理」を加える改正となるものです。

第2条では排水施設処理施設の用語の定義を新たに第3号、第4号に加えるもので、第5号から65ページ第14号までは第3号、第4号を加えたことによる字句の改正を行うものであります。

第2条の2では公共下水道の排水施設及び処理施設の構造に係る技術上の基準を定めるものであります。第2条の3では共通する構造上の基準を定めるものです。第1号では堅固で耐久力を有する構造、第2号でコンクリートその他の耐久性の素材、漏水及び地下水の侵入の措置、第3号では屋外にあるものにあつては、覆い又は柵を設置と人の出入りを制限する措置。66ページ、第4号では腐食を防止する措置、第5号では地震に対する措置を定めるものです。第2条の4では排水施設の構造上の基準を定めるもので、第1号では排水管の内径及び排水渠の断面積について、第2号では水勢を緩和する措置、第3号では気圧が急激に変動する箇所を緩和する装置、第4号ではマンホール設置の必要な箇所について、第5号ではます又はマンホールの蓋の設置についてを定めるものです。第2条の5では処理施設の構造の基準を定めるもので、67ページ第1号では臭気の発散を防止する装置、第2号では生活環境の保全又は人の健康の保護について規則で定めるを加えるものです。第2条の6では排水施設及び処理施設の構造の基準の適用除外を定めるものです。第1号では工事のために仮に設けられる下水道、第2号では非常時に応急措置として設けられる下水道を定めるものです。第20条の2では終末処理場の維持管理について定めるものです。第1号では活性汚泥を使用する処理方法について、第2号では沈砂池又は沈殿池のどろだめの砂、汚泥の除去について、第3号では施設の機能を維持するために必要な措置、第4号では衛生面に努め、構内の清潔を保持する、第5号では生活環境の保全又は人の健康の保護について規則で定める措置を定めるものです。

議案の条文に戻っていただきまして、ただ今新旧対照表で説明した内容を改正条文にしたものであります。めくって、4ページになります。附則です。施行期日の規定で、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。2項では、経過措置として

既存の公共下水道の排水施設及び処理施設の構造に係る技術上の基準について適合しない部分を規定するものです。ただし書きとして、条例の施行日後に改築の工事を着手したものの措置について定めるものです。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 26 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 33、議案第 26 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 26 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

改正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、道路の占用許可

物件の対象物として太陽光発電施設、風力発電施設、津波の一時的な避難施設が追加となり、合わせて占用料を定めることとなったことから、これらの項目の追加と所要の改正を行おうとするものであります。また、文言についても整理をするものであります。

では、説明資料の新旧対照表に沿って内容を説明いたします。資料の 69 から 71 までですが、70 ページをご覧になっていただきたいと思います。70 ページ、下から 2 番目の欄です。改正前は、「幕（政令第 7 条に掲げる工事用施設を除く）」とありますが、改正後は政令第 7 条の後に「第 4 号」を加え、「第 7 条第 4 号」といたします。

次に 71 ページです。右側の改正後の表の下から 2 番目の欄です。今回対象物件となります太陽光発電設備、風力発電設備を規定しております「政令第 7 条第 2 項に掲げる工作物」を加えます。その右隣で単位の欄に「占用面積 1 平方メートル」を、次の隣、期間の欄に「1 年」を、次の隣、占用料の欄に「820 円」を追加いたします。津波施設につきましては、政令第 7 条第 3 項に掲げる施設に該当しますが、津別町では津波被害は少し考えられませんので、このたびの改正では追加をしないこととしております。その次です。ただいま追加をいたしました段の下に引用する条文の号番号が変わったことから、改正前は、「第 2 号」を「第 4 号」に、「第 3 号」を「第 5 号」に改正するものであります。文言の整理につきましては 69 ページから 71 ページまでの表中の単位につきまして、ローマ字になっております「m」と「m<sup>2</sup>」をそれぞれ日本語表記とするものでございます。また、備考中第 7 号、これの上から 3 行目の「月割り」について送りがない「り」を削ることといたします。

議案に戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 34、議案第 27 号 契約の締結について（特定公共賃貸住宅つつみ第 3 団地建設建築主体工事）を議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 27 号 契約の締結について内容のご説明を申し上げます。

先ほどの提案理由にもありましたが、本件につきましては特定公共賃貸住宅つつみ第 3 団地建設建築主体工事でございます。3 月 1 日、総務課管財グループにおいて指名競争入札を執行いたしましたので、その結果に基づく契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称は、特定公共賃貸住宅つつみ第 3 団地建設建築主体工事であります。工事の場所は、津別町字達美 213 番地 5 でございます。工事の概要につきましては、お手元の説明資料で説明したいと思いますので、72 ページをご覧くださいと思います。工期につきましては、契約の日から平成 25 年 10 月 21 日までとしております。

工事概要につきましては、構造として木造在来軸組工法 2 階建 メゾネットタイプでございます。1 LDK、1 棟 6 戸で、建築面積 190.56 平方メートル、延床面積 340.25 平方メートル、1 戸当たりの住戸面積は 56.71 平方メートルでございます。今回の発

注につきましては、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事で発注しており、建築主体工事が5,000万を超える契約となることから議会の議決をお願いするものです。

建築主体工事の内容としまして、屋根、外壁はガルバリウム鋼板で、外壁の一部に防火サイディングボードを使用しています。内壁・天井はビニールクロス、床は化粧合板フロアで、フロアを使用しています。内装につきましては、流し台、レンジフードファン、洗面化粧台、ユニットバスをみており、物置も計上しております。

電気設備工事は照明器具でLEDを使用しており、電気設備はIHクッキングヒーターを採用しております。

機械設備工事では、給湯設備でヒートポンプ給湯機を使用し、暖房設備につきましては、FF式石油暖房機を1階、2階に配置しております。換気について第3種換気を採用し、排気は強制排気で吸気を自然換気とすることで結露の発生を食い止め、電気代のランニングコストを低く抑えるものであります。

隣接しています平成14年度建設の特公賃住宅と外観、色など変わらない予定ですが、住宅基準が変わったことから若干間取りの大きさ等が変わっております。73ページに図面を掲載しております。配置図になります。図面右側が1棟6戸を建設するものです。74ページは平面図になります。準耐火構造になっております。75ページは立面図になります。外壁はガルバリウム鋼板で、玄関は断熱玄関ドアになっています。76ページ、詳細図になります。1階はダイニングキッチン、2階はリビング、洋室になります。77ページ、断面図になります。階段手すりはスチール製でございます。

議案に戻っていただき、契約の方法につきましては、町内業者による指名競争入札を行っております。契約の金額につきましては5,397万円で、うち消費税及び地方消費税額は257万円であります。契約の相手方は、網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社代表取締役 蓮井和一と契約を締結しようとするものです。

以上、議案第27号の内容を説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第28号

○議長(鹿中順一君) 日程第35、議案第28号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹(伊藤泰広君) ただいま上程になりました議案第28号の内容についてですが、先の提案理由で説明したとおり平成22年9月、第7回定例会で議決いただいております津別町過疎地域自立促進市町村計画に関しまして、新たな3事業を追加することに伴う一部変更について議会の議決を求めるものであります。

議案の次ページ、過疎地域自立促進市町村計画【変更】をご覧ください。まず、生活環境の整備の区分で過疎地域自立促進特別事業としまして、変更後に記載しております空き家等撤去促進事業とPCB廃棄物処理業務の2事業を追加するものです。どちらの事業につきましても新年度予算に計上しまして過疎債の対象としようとしている事業でありまして、空き家等撤去促進事業は、空き家や廃屋を自主的に撤去しようとするものに対する補助金を支出しようとするもの。PCB廃棄物処理業務に関しましては、町有施設から排出され保管していますPCB廃棄物を新たに処分できるようになった道内施設で処理しようとするものです。

次に、医療費の確保の区分ですが、同様に過疎地域自立促進特別対策事業として、変更後に記載しています北見赤十字病院改築工事負担金の事業を追加するものです。ご承知のとおり日赤北見病院の改築につきましては、管内で応分の負担をすることとして協議を進めてきた経過がありまして、その負担金について計画に載せて過疎債の対象にしようとするものです。

これら追加になります3事業の事業費ですが、別冊の説明資料の78ページのほうをご覧くださいと思います。これは、今別紙のものにつきまして事業費ベースで整理した表です。空き家対策につきましては、25年度から各年度1,000万円ずつで3か年。PCB処理に関しましては、25年度で588万円の単年度事業。日赤に対する改築工事負担金は、25年度に一括支払うこととして1,271万2,000円を予定しております。各区分の総事業費、総計につきましては、表の各欄をご参照いただければよろしいかと存じます。

それでは、議案のかがみのほうに戻りますが、以上別紙の中で説明した内容につきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、原案についてご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 36、議案第 29 号 美幌地域 3 町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 29 号 美幌地域 3 町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。

資料の 79 ページをご覧くださいと思います。今回設置規約を変更いたします美幌地域 3 町障害程度区分認定等審査会は、平成 18 年の障害者自立支援法の施行に伴い、障害を持たれた方が障害福祉サービスを受けるため、障害程度区分の審査会、介護保険でいいましたら介護度の認定のための審査会と同じような機関になりますが、この審査会は美幌町、津別町、大空町の 3 町で共同設置をし、規約を定めております。今回、障害者自立支援法の名称が改まったことから規約の変更が必要になったものであります。下の新旧対照表で申し上げますが、第 1 条の条文中、「障害者自立支援法」の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更するものであります。施行月日は、平成 25 年 4 月 1 日となります。

以上、地方自治法第 252 条の 7、第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。



議案第 29 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 37、議案第 30 号 平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 30 号 平成 24 年度一般会計補正予算（第 8 号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、各条項をご覧ください。第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 1 億 116 万 3,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 51 億 5,457 万円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で説明しました事業を主なものとして歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。なお、今回の補正で、経常経費、投資的経費等の事業精査と事業完了によるものがありますので、極力説明は省略させていただき、主な補正内容について説明させていただきます。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので、10 ページ、11 ページをお開きください。総務費、総務管理費、交際費は、慶弔費等の支出増のため 10 万円の増額補正をお願いするものです。次の広報活動経費、印刷製本費は、広報つべつの発行ページ数が増えたことから 18 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。次の備荒資金超過納付金は、基金の積立状況、今後の財政運営を考慮し、備荒資金組合への超過納付金として 6,500 万円の増額補正をお願いするものです。この超過納付につきましては、平成 18 年以来となります。次の庁舎等維持管理経費は、庁舎の増改築工事の取りやめにより 1,276 万 8,000 円の減額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。地域振興基金積立金、これにつきましては、船橋津別青少年交流協会様からの寄附金として3万円の増額補正をお願いするものです。下段のふるさと定住促進事業は、新築2件、中古住宅購入2件の実績見込みにより360万円の減額補正をお願いするものであります。

次のページをお開きください。多目的活動センター管理運営経費、修繕料は事務室床の張り替え補修として18万1,000円の増額補正をお願いするものであります。次の公共交通対策経費、燃料は、車両の配置替え等による精査により200万円の減額補正をお願いするものです。

16ページから17ページをお開きください。民生費です。障害者自立支援事業経費、介護給付費・訓練等給付費は、利用人数、利用回数の増により666万4,000円の増額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。老人福祉扶助費等、老人バス無料乗車券は、事業精査により150万円の減額補正をお願いするものです。次のページをお開きください。中段のその他児童扶助費経費のそれぞれ交通費は、利用予定者の減及び混乗スクールバスの運行により92万1,000円の減額補正をお願いするものです。下段の保育所管理経費、燃料は、緊急的な防犯対策のため他科目への流用分として49万1,000円、次のページをお開きください。通信運搬費は、電話機の機能追加によりそれぞれ増額補正をお願いするものです。

次に衛生費です。事務組合負担金は、火葬場の燃料費として5万4,000円の増額補正をお願いするものです。次のページをお開きください。下水道事業特別会計繰出金は、個別排水浄化槽設置工事の減により357万4,000円の減額補正をお願いするものです。

続いて農林業費です。26ページから27ページをお開きください。鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿柵の事業量減により730万円の減額補正をお願いするものです。次の戸別所得補償制度推進事業、補助金、農地集積協力金交付金事業は、道補助金を財源とし、経営転換する農業経営者に対する農地集積協力金として70万円の増額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。中段の商工費です。太陽光発電システム導入事業支

援事業は、7件の予算に対しまして5件の実績となったことから、24万円の減額補正をお願いするものです。

次に、土木費です。30ページから31ページをお開きください。雪寒建設機械導入事業は、平成24年度国の補正予算対象事業として除雪ドーザーの購入経費として2,618万9,000円の増額補正をお願いするものです。中段の道路除排雪経費は、今後の除排雪を見込み除雪委託路線、排雪ダンプ借上料を見込み461万4,000円の増額補正をお願いするものです。

32ページから33ページをお開きください。次に消防費です。事務組合負担金は、津別分の職員給与費、団の訓練、演習、出動費用を主なものとして218万5,000円の減額補正をお願いするものです。

次の教育費、就園奨励費は、補助対象人数の減により105万4,000円の減額補正をお願いするものです。次のページをお開きください。教育委員会事務局経費は、緊急雇用創出推進事業の臨時教職員に係る経費の精査により117万2,000円の減額補正をお願いするものです。義務教育振興事業経費、負担金、中体連・学校行事等は活汲小中学校の全日本リコーダーコンテスト参加負担金として33万6,000円の増額補正をお願いするものです。下段の小学校施設整備事業は、次のページをお開きください。24年度国の補正予算対象事業として、津別小学校耐震改修工事に係る経費5,026万1,000円の増額補正をお願いするものです。次の小学校施設管理経費、燃料は、暖房用として156万円の増額補正。備品購入費は、9月に補正いただいた本岐小学校の除雪機の購入取りやめを主に177万8,000円の減額補正をお願いするものです。

次に、40ページから41ページをお開きください。下段の芸術文化振興経費は、また次のページをお開き願います。日フィルセミナーコンサート事業に対する追加負担金として17万円の増額補正をお願いするものです。次の社会体育事務経費は、今後の全国大会派遣を見込み10万円の増額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。中段以降、公債費、長期債償還元金は、利率見直し方式を選択していました平成14年借入資金が10年経過により利率見直しがあったことから92万円の増額補正。次の長期債償還利子は利率見直し方式での元利均等償還に伴う減額及び借入利率の確定精査により661万円の減額補正をお願いするものです。

それでは、歳入に戻っていただきたいと思います。4ページから5ページをお開きください。まず、分担金及負担金ですけれども、これにつきましては鹿侵入防止柵整備事業受益者分担金の精査により減額補正をお願いするものです。

次に国庫支出金、総務費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、ふるさと定住促進事業の事業確定精査により減額補正。民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等及び子育て支援交付金は事業精査によりそれぞれ補正。商工総務費国庫補助金は、太陽光発電システム導入支援事業の確定精査により減額補正をお願いするものです。次の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の道路橋梁費分は、国の補正予算に伴う除雪ドーザーの購入。住宅費分は、まちなか団地建設整備事業に係る児童遊園地分の追加算入、補助率の変更及び入居者確定により家賃低廉化事業の精査により、それぞれ増額補正をお願いするものです。次の教育費国庫補助金、中学校就学援助費、へき地児童生徒援助費等補助金、特別支援教育就学奨励費は、補助金額確定によりそれぞれ補正、学校耐震化事業は、当初予算計上事業名の誤りにより減額し、学校施設環境改善交付金事業として予算計上するものです。なお、4,625万9,000円のうち、活汲小中学耐震改修分が1,649万3,000円に今回365万5,000円の追加となり、国の補正予算に伴う津別小学校耐震改修分が2,611万1,000円となっております。

次に、道支出金、民生費道負担金、介護医療費・訓練等給付費等は、歳出で説明しました障害者自立支援事業経費の利用人数、利用回数の増により増額補正をお願いするものです。次のページをお開きください。農業費道補助金、鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿柵の事業量の減により減額補正、戸別所得補償制度推進事業は、歳出で説明しました経営転換する農業経営者に対する補助金として70万円の増額となりますが、推進事業費が65万円の減額となることから差し引き8万5,000円の増額補正をお願いするものです。畜産費道補助金、大家畜特別支援資金利子補給は、平成24年度貸付実行分として2,000円の増額補正をお願いするものです。教育費道補助金、学校・家庭・地域連携推進事業は、新たな補助事業の学校支援地域本部事業の対象となったことから、増額補正をお願いするものです。

次に、財産収入、生産品売払収入、素材売払収入は、立木及び素材売払収入の確定により増額補正をお願いするものです。次の動産売払収入、オフセット・クレジット

売払収入は、木質ペレットCO<sub>2</sub>削減分の国内クレジットとして増額補正をお願いするものです。次の物品売払収入、車両売払収入は、町営バス売り払いとして増額補正をお願いするものです。

次の寄附金、一般寄附金は、一条通り水上博様から、教育費寄附金は、船橋津別青少年交流協会様からの指定寄附金として、それぞれ増額補正をお願いするものです。

次の繰入金、公共施設等整備基金繰入金は、まちなか団地、特定公共賃貸住宅に係る社会資本整備総合交付金の補助率の変更に伴い、代替輸送確保対策事業基金繰入金は、事業費の確定。地域振興基金繰入金は、ふるさと定住促進事業の精査及び青少年海外研修事業が過疎債ソフト事業として適債となったこと。福祉基金繰入金は、要援護、高齢者等支援事業の精査により、それぞれ減額補正をお願いするものです。

次の諸収入、雑入、事故共済金は、道路維持車の飛び石による物損事故の事故共済金として。次のページをお開きください。支障物件移転等補償は、道道訓子府津別線の情報通信設備移設工事の補償費確定として、それぞれ補正をお願いするものです。

次の町債、総務債は環境基本計画等策定業務、土木債は雪寒建設機械導入事業、教育債は津別高校振興対策事業、青少年海外研修事業、津別小学校耐震改修事業がそれぞれ適債となったことから増額補正をお願いするものです。

それでは、各条項にお戻りください。第1条第2項第1表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

第2条の第2表、繰越明許費は、国の補正予算に伴う2件の事業について地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を設定するものであります。

第3条の第3表、債務負担行為補正の変更は、大家畜特別支援資金について1件の新規借り入れにより期間及び限度額の補正をお願いするものであります。

第4条の第4表、地方債補正の追加は、歳入予算で説明しました環境基本計画等作成業務550万円、雪寒建設機械導入事業690万円、津別高校振興対策事業1,110万円、青少年海外研修事業200万円、津別小学校耐震改修事業2,380万円をそれぞれ追加し、総限度額を4億2,716万8,000円とする補正をお願いするものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 31ページの歳出の道路橋梁維持費の中で、雪寒建設機械導入事業2,618万9,000円の購入費が載ってます。これは、今回ちょっと最初に聞いておきたいのは、この機械の導入がどうでなくて、繰越明許の中で2件繰越明許ですから年度またがるということで、小学校の耐震化と合わせて今回24年度の国の補正予算によってこの事業がされることになったわけですけども、私はちょっとこの国の補正予算の国の流れとしましては、今回これだけ大型予算で補正をするということは、減災だとか防災を含めて少しでもそれらを含めた中での経済対策をとるということで、相当この事業の効果が町にとってもあるのかなと思って期待していたわけです。ところがこの説明を聞いて、この機械の導入事業のときも含めて、小学校の耐震化と合わせて合計で2件の7,645万の2件の事業費しか対象にならなかったということは、町として前回のように一括交付金でないですから、あくまでもこれは補助金ですから、町が何かをやるということにならなかったら、この補助金は出ない補正でないかと思えます。ですから、そのことを踏まえて町としては、この補正によって私たちは一般的には橋の修復だとか、道路の補修だとか、そういうものに今回充てられる国の補正事業なのかなと思うから、それらを含めて町が効果的にこの補正をもらうということで私は期待していたわけです。ところが、今回の説明を聞きますと雪寒と小学校の耐震事業の2件だけだと。これは、町としてはどうのような考え方で、こういう2件しか対象にならなかったのか。各課にそれぞれメニューというか、それなりの私は各課に全体にまとめて要望した経過があるのではないかと思えます。これらは、果たしてこの補正事業にメリットがなかったのか、その流れをちょっと聞いておきたいわけです、まず先に。どういう考えで、この国の補正を受けたのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） 今白馬議員のご質問にお答えしたいと思います。国の補正予算につきましては12兆円といったようなことで、大規模な補正となったこ

とは事実でございます。それで議員先ほど申しあげましたように、従前の経済対策ですとか経済活性化、これらの臨時交付金につきましては、市町村の財政規模等により配分といったようなことで、各市町村にそれら交付金が配分され、実質あれは総務省が音頭といたしますかまとめまして、非常に規制といたしますか条件等も緩やかで市町村のある程度裁量によって利用できたといった交付金等でありました。ただ、今回の補正につきましては、国も財源がないものですから、国債の発行、それによって財源を確保したり、あと公共事業を実施する市町村等にも負担を求めるといったようなことで、先ほど言いました交付金の事業とは違って、議員先ほどおっしゃいましたように補助事業的な要素が強かったということでございます。この補助金の補助事業につきまして、これは先ほど言いましたように総務省が前には一括ありましたけれども、今回は各省庁に移設替えというか組み替えての予算執行となっております。

そういったことから、私どものほうには、ごく一般的な情報しか来ませんでしたけれども、あとは各省庁からそれぞれの担当部署にその事業のメニュー等、実施内容等、それらが行ってたかというふうに思います。それで、私どものほうとしましても財政担当としましては、それなりのものを各担当のほうに補助金のメニュー等が行っていると思うので、実施する該当する事業がないかといったようなことで確認を取りましたけれども、最終的には先ほど議員おっしゃった雪寒機械と小学校の耐震、この2件といったようなことで今回予算を計上させていただいたところです。

ほかのものについては、各市町村で道路ですとか橋だとか言っていますけれども、それらはあくまで国の補正の概要としましては、多分復興防災対策ですとか成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化、これらに基づくものといったようなことで、何かしかり由づけを行って実施したのではないのかなというふうに思います。私どもの町としては、そこまで出なかったといたしますか事業のメリット、そこら辺も考慮した上で皆さんそれぞれが判断したというふうにとらえております。その結果、その2件の事業実施、繰越明許費の設定をお願いするといった状況でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 横山主幹のほうから今、今回の流れを聞きましたけれども、私はちょっとほかの町がいろいろ何億だとか、この事業に補正で潤っているのに、う

ちの町がこの2件の事業費しか各担当にメニューは行っていたはずだけど、各担当としてはそのメリットがなかったからやらないと。財政当局よりも各課の課長さんとかの人たちは、十分検討してこの補正に乗かってやろうという気構えがあったのかどうか、ちょっと私はその辺がちょっと正直言って考えられません。よその町は、こういうせっかくの補正が出たときに橋だ、道路だ、いろんな事業に着手するところがあるのに、うちの町は雪寒と耐震しか対象になっていないというのは今の横山主幹からだ、各課にメニューが渡っていて、それらがどのような形で検討されたかと言ってますけど、じゃあどういふふうに皆さん検討したのですか、各課では。それが聞きたいです。確かに持ち出しがあります、補助金ですから2分の1はあるかもしれませんが。全面的に全部面倒を見る補助金でないですから、持ち出しがあるから、その持ち出しの分が困るから財政的な事情でやらなかったのか。それとも、真剣にこの補正に取り組みという形がなかったのかどうか、その辺私は案じられますから、その辺はもうちょっと私はおかしいと思います。本当にこの2件しかなかった事業自体が不信でしょうがないです。本当に真剣にこの補正で取り組もうという気構えがあったのかどうか、その辺を聞いているのです。町長でも副町長でもいいですけど、その辺ちょっと答えてください。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） 先ほど申し上げましたけれども、今回の事業メニューについては、それぞれ各省庁に移設替えなり組み替えといったようなことでご説明いたしました。私どももそれなりの情報をいろんな形で収集しながら集めたところですけども、議員おっしゃるように当然補助金ですと2分の1の一般財源持ち出し等発生してきます。そういった面で我々としてもどのような事業が該当するのかなと、該当しそうな事業だなと、そういうのを担当課に確認しましたけれども非常に難しいなり、今やったとしてもメリットが少ないなという判断のものが多かったのは事実です。そういうことから、事業実施までには至らなかったと。なおかつ、今回繰越明許への設定をさせてもらってますけれども、その他見てもなかなか今やるべきものなのかどうなのかというところで、結果この2件となったという状況だというふうに判断しています。皆さん十分検討したと財政当局担当としては思っています。



以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今横山主幹言ったとおり、各課で検討してもらいました。議員もおっしゃっていましたように、昔の臨時交付金、ああいう形のものではないものですから、かかった分の半分はまた自分たちがお金を出さなくちゃいけませんので、何でもかんでもやるということにはならないぞということで、今必要な部分は何だということで、雪寒機械についてもこの間ずっと申請していたのですけれども、毎度毎度該当にならなかったのです。予算がないということで、国のほうで。それが、今回初めて補正予算が出て、それにのっかれたということでひとつ安心しているところですし、それから耐震工事についても耐震設計が進んでいないところは、耐震工事をやりますと言っても受けてくれませんので、たまたま小学校がその準備が整えていましたので、これにのることができたということで、条件に自分たちが合うのは、大体乗れたということでして、それから落ちたのもあります、申請して。これは、実は相生の先ほど来の条例の話もありますけれども、地域おこし協力隊が来るということで、それと相生の道の駅が相当高齢化している。そして、地域づくりフォーラムをやって相生のやっぱりひとり暮らしの老人に対応する地域サロンだとか、そういったものを総務省の関係の補正予算に申請しまして、非常によくできた保健師さん中心に企画書を計画書をつくってもらったのですけれども、この総合振興局でも津別のできばえが一番すばらしいということで評価を得たわけなのです。1億を超える事業でして、ひとつ古いものを壊して、そしてサロン、それから何というのですか建物なのですからけれどもサロンができるような施設、合わせてこれから4月から始まる消防の退職者が立ち寄れる詰所みたいな所、それから、警察の問題も出てますので、それらも立ち寄れる所というようなこと。それから、地域おこし協力隊が宿泊できるような、3名予定してますけれども1名ぐらいは入れるような所というようなことだとか、それから新年度予算で出てきますけれどもバスの購入があります。これも、これにのればスクールバスとして買えますから250万くらいの補助が出るのですけれども、今回のそれに乗れば最高5,000万まで出してくれるという制度だったものですから、さまざま組み入れて出したのですけれども全国で800ぐらいの応募があったということで、津別

町としては当たったところは連絡は来ると思うのですけれども、連絡がいまだにないということは、町としてはその部分は外れたのだろうというふうに考えておきまして、それでなければ物事を進めないということではなくて、あるものをまた別な補助を使って26年度で検討していきたいなというふうに考えていますので、全くやっていなかったわけではなくて、それなりに協議をして得るものは得て、残念ながら落ちるものは落ちたというような状況ですので、お話をさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 掘り下げて追及しても、もうこれは事業補助金が決まった金額と2件ですから、これが今からどうだということにはならないけど、ただ、私は残念だなと思うのは、横山主幹から説明もありましたけれど、各担当の中でメニューを出して恐らくこれに該当するとか、条件に合うものなら出してくれと言ったけど、なかなか出てこない。町長もいろいろ出してみたけど外れたとか。外れたとかなんとか言うけど、私は言いわけ聞いているわけじゃないのです。真意が伝わってこないです、はっきり言って。今回の補正に対して、もう少し庁舎なら庁舎でプロジェクトみたいなのをつくって、本当にこの補正にのっかって、少しでも町がメリットあるのだったらやりましょうというのだったら、広域農道1本だってもうガタガタですし、あったはずですが、何でも。確かに2分の1の持ち出しがあったかもしれないけど、しかしそれだけの気構えであれば、もっとこんな2件ぐらいの事業で外れましたとか、いろいろ検討しましたから、条件に満たなかったからダメだとか、そんなものは言いわけです、はっきり言って、町長、私に言わせれば。私は残念です。もっと期待していました。この補正に対する事業効果というのは、町はもっと何かこれであるんだなと思って。じゃあ、メリットがないというのはどの部分でメリットがなかったのか、わからないです、私は。メリットがなかったからやらなかったとか、2分の1の持ち出しがあるから今回は控えさせて26年度にまた再度検討すると言ってますけど、そんな調子で私たちに言って、これで済みましたなんて言ったら、私には真意が伝わっていません、はっきり言って。私は、残念だなと思っています、今回は、この補正に対する町の取り組み方というのは。私は苦言かもしれないけど、今後こういうことのないようにひとつ議会とも相談してこういうものの事業をやりたいとか、こういうもの

のメニューを考えてやるけど、どうだろうかという、そういう投げかけも来てほしいと思います。これ以上やってもしょうがないですけど、私の言ったこともきちっと踏まえて答弁だけはもらっておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 見解の違いのところはございます。こちらのほうも先ほど言いましたように、必要以外のものをやる必要はありませんし、それからやらなかった町村もあるわけですし、それは自分たちの財政状況で、これからの部分の過去にもありました。国のほうでどンドンどンドン事業をやってくれという進めの中で、ようやく町もそのときにいろんな事業をやったわけなのですけれども、その部分の起債が非常に重くかかわってきて、ようやくそれを今脱出できた状態です。そういうことが過去に2回経験していますから、同じようなことにならないようにしっかり考えてやってきたわけです。細かく言えば、もしかしたらあと1つなり2つなりできたかもしれませんが、一番やりたかった部分というのは2つ通過しましたし、それから先ほど言った3つ目は、これはなんとか通してほしいなということもありまして、いろんな東京の方たちにも協力を得ながらやってきたわけなのですけれども、これはやっぱり決めるのはこちらでありませぬから、やはり一番アピール度があつた所、それから、ちょっと津別の場合はたくさんお金を要望し過ぎた部分も確かにあつたかというふうに思いますけれども、これぐらいのお金なら出せるよという話も来ましたけれども、それを受けてしまうと、例えば建物で何百万かもらったとしても、それなら活プロかなんかを使って、2分の1の補助金もらってやったほうが圧倒的にいいわけですから、そういう比較検討しながら、その何百万かのこれをあげますよと言われても、それは逆にいりませぬということでお断りした経過もあります。あくまでも僕らが望んでいるのは、このパターンなのですということで、総合振興局だとか道だとか、あるいは過疎対策室だとか、お話をしながら進めてきていますので、決して白馬さんが言うような消極的にやっていたわけではありませぬので、その辺はご理解願いたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会します。

明日は午前 10 時から再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 4 時 40 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員